

2020埋計発第135号


2020年9月3日

原子力規制委員会殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏 

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、2020年6月1日付け2020埋計発第51号をもって申請（2020年8月19日付け2020埋計発第122号をもって一部補正）しました、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の記述を、別添1の廃棄物埋施設保安規定補正対照表のとおり変更する。また、補正後の新旧対照表を別添2に示す。

2. 補正の理由

原子炉等規制法の一部改正に伴い、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号。）の一部が改正され、それに伴い審査基準が改正されたことから、関係条項の規定を変更又は追加し2020年6月1日付け2020埋計発第51号をもって変更認可申請（2020年8月19日付け2020埋計発第122号をもって一部補正）を行った濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定について、記載の適正化を行う。

以 上

廃棄物埋施設保安規定 補正対照表 (1/9)

補正前(2020年8月19日補正)					補正後					変更理由
表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)					表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)					記載の適正化
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	—	
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—			調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—			安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	—	
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—			埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	—	
4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—	
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条	
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条			品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条	
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条			埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第12条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—			調達室 教育訓練要領	調達室長	—	

廃棄物埋施設保安規定 補正対照表 (2/9)

補正前(2020年8月19日補正)					補正後					変更理由
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—	
		廃棄物埋施設保安教育実施要領	事業部長	第 63 条			廃棄物埋施設保安教育実施要領	事業部長	第 63 条	
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条	
		廃棄物埋施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条～第 17 条 第 19 条、第 24 条 第 30 条、 第 32 条～第 35 条			廃棄物埋施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条～第 17 条 第 19 条、第 24 条 第 30 条、 第 32 条～第 35 条	
		廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第 15 条			廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第 15 条	
		廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条			廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条	
		土木管理要領	事業部長	第 19 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条			土木管理要領	事業部長	第 19 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条	
		埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第 22 条			埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第 22 条	
		技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条			技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条	
		廃棄物埋施設保守管理要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 47 条			廃棄物埋施設保守管理要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 47 条	
		設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条			設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条	
		建物管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条			建物管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条	
		廃棄物埋施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条			廃棄物埋施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条	
		設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条			設計管理要領	事業部長	第 22 条、第 23 条	
		廃棄物埋施設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条～第 29 条			廃棄物埋施設排水・地下水監視要領	事業部長	第 26 条～第 29 条	
濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条	濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 42 条					
輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条	輸送物仕立て助勢作業要領	事業部長	第 49 条					
廃棄物埋施設異常・非常時対策要領	事業部長	第 51 条～第 61 条 第 64 条、第 67 条	廃棄物埋施設異常・非常時対策要領	事業部長	第 51 条～第 61 条 第 64 条、第 67 条					

廃棄物埋施設保安規定 補正対照表 (3/9)

補正前(2020年8月19日補正)					補正後					変更理由
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設定期的な評価実施要領	事業部長	第 65 条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋施設定期的な評価実施要領	事業部長	第 65 条	
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	
		土木管理要領	事業部長	第 23 条			土木管理要領	事業部長	第 23 条	
		設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 23 条			設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 23 条	
		建物管理要領	事業部長	第 23 条			建物管理要領	事業部長	第 23 条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条	
8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—	
<p style="text-align: center;">第 2 節 職務</p> <p>(職務) 第 8 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、埋施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 埋設計画部長は、埋施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。 (8) 開発設計部長は、埋施設の事業変更許可申請における設計及び埋施設の定期的な評価に関する業務を行う。 (9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保</p>					<p style="text-align: center;">第 2 節 職務</p> <p>(職務) 第 8 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、埋施設に係る保安に関する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 埋設計画部長は、埋施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。 (8) 開発設計部長は、埋施設の事業変更許可申請における設計及び埋施設の定期的な評価に関する業務を行う。 (9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保</p>					

廃棄物埋設施設保安規定 補正対照表 (4/9)

補正前(2020年8月19日補正)	補正後	変更理由
<p>証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。</p> <p>(10) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長(以下、「センター長」という。)は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>ただし、第14号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</p> <p>また、埋設施設の施設管理のとりまとめに関する業務を行う。</p> <p>(11) 品質保証課長は、品質マネジメントシステムに係る記録管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。</p> <p>(13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認及び定置に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋の巡視点検に関する業務を行う。</p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 別表1の担当課長(以下「管理担当課長」という。)は、同表に定める施設の管理(保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。)に係る業務を行う。</p> <p>(20) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。</p> <p>(10) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長(以下、「センター長」という。)は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>ただし、第14号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</p> <p>また、埋設施設の施設管理のとりまとめに関する業務を行う。</p> <p>(11) 品質保証課長は、品質マネジメントシステムに係る記録管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。</p> <p>(13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、確認及び定置に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋の巡視点検に関する業務を行う。</p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 別表1の担当課長(以下「管理担当課長」という。)は、同表に定める施設の管理(保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。)に係る業務を行う。</p> <p>(20) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び外観確認により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第49条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第1号及び第4号から第7号は適用しない。</p> <p>(1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であつて、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第49条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第1号及び第4号から第7号は適用しない。</p> <p>(1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であつて、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走</p>	

廃棄物埋施設保安規定 補正対照表 (5/9)

補正前(2020年8月19日補正)	補正後	変更理由
<p>させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物(埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に埋設規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 運搬物(埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に埋設規則に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>記載の適正化</p>

廃棄物埋施設保安規定 補正対照表 (6/9)

補正前(2020年8月19日補正)		補正後		変更理由
別表2 1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第16条、第32条関係)		別表2 1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第17条、第32条関係)		記載の適正化
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	
1.固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	1.固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	
(1)固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207(1990)に定める石油アスファルトで針入度が100以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「不飽和ポリエステル樹脂」)	(1)固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207(1990)に定める石油アスファルトで針入度が100以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「不飽和ポリエステル樹脂」)	
(2)容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(0.5tonの廃棄体を8段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2)容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(0.5tonの廃棄体を8段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	
(3)一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が1,470kPa以上であること。	(3)一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が1,470kPa以上であること。	
(4)配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ50%以上又は30%以上となるようにすること。	(4)配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ50%以上又は30%以上となるようにすること。	
(5)硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の JIS K 7215 に定める方法により測定した硬さ値が25以上であること。	(5)硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の JIS K 7215 に定める方法により測定した硬さ値が25以上であること。	
(6)練り混ぜ・混合	固型化に当たっては、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。	(6)練り混ぜ・混合	固型化に当たっては、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。	
(7)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で30%(固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約25cm)を超えないこと	(7)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で30%(固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約25cm)を超えないこと	
2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	

廃棄物埋設施設保安規定 補正対照表 (7/9)

補正前(2020年8月19日補正)		補正後		変更理由
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	
3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	
4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	
5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2)容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2)容器」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	
6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	
7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	
8.固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	8.固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	
9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	
10.廃棄体重量	0.5ton/本を超えないこと。	10.廃棄体重量	0.5ton/本を超えないこと。	
11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	

廃棄物埋設施設保安規定 補正対照表 (8/9)

補正前(2020年8月19日補正)		補正後		変更理由
別表2の2 2号廃棄体に係る廃棄物受入基準 (第16条、第32条関係)		別表2の2 2号廃棄体に係る廃棄物受入基準 (第17条、第32条関係)		記載の適正化
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	
1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	
(1)固型化材料	JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	(1)固型化材料	JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	
(2)容器	JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2)容器	JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	
(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	
(4)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm)を超えないこと	(4)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm)を超えないこと	
2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	
4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	

廃棄物埋施設保安規定 補正対照表 (9/9)

補正前(2020年8月19日補正)			補正後			変更理由	
確認項目	受入基準		確認項目	受入基準			
5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。		5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。			
6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。		6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。			
7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。		7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。			
8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)		8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)			
9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。		9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。			
10.廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。		10.廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。			
11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形		11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形			
別表2の3 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第16条、第32条関係)			別表2の3 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第17条、第32条関係)				記載の適正化
核種名	1号廃棄体 [Bq/ton]	2号廃棄体 [Bq/ton]	核種名	1号廃棄体 [Bq/ton]	2号廃棄体 [Bq/ton]		
トリチウム	3.07×10^{11}	1.22×10^{12}	トリチウム	3.07×10^{11}	1.22×10^{12}		
炭素 14	8.51×10^9	3.37×10^{10}	炭素 14	8.51×10^9	3.37×10^{10}		
コバルト 60	2.78×10^{12}	1.11×10^{13}	コバルト 60	2.78×10^{12}	1.11×10^{13}		
ニッケル 59	8.88×10^9	8.88×10^9	ニッケル 59	8.88×10^9	8.88×10^9		
ニッケル 63	1.11×10^{12}	1.11×10^{12}	ニッケル 63	1.11×10^{12}	1.11×10^{12}		
ストロンチウム 90	1.67×10^{10}	6.66×10^{10}	ストロンチウム 90	1.67×10^{10}	6.66×10^{10}		
ニオブ 94	8.51×10^7	3.33×10^8	ニオブ 94	8.51×10^7	3.33×10^8		
テクネチウム 99	1.85×10^7	7.40×10^7	テクネチウム 99	1.85×10^7	7.40×10^7		
ヨウ素 129	2.78×10^5	1.11×10^6	ヨウ素 129	2.78×10^5	1.11×10^6		
セシウム 137	1.04×10^{11}	4.07×10^{11}	セシウム 137	1.04×10^{11}	4.07×10^{11}		
アルファ線を放出する放射性物質	5.55×10^8	5.55×10^8	アルファ線を放出する放射性物質	5.55×10^8	5.55×10^8		

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (1/81)

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき<u>定める。</u> <u>2 この規定は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(以下「埋設施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(以下「埋設施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	記載の適正化
<p>(適用範囲) 第 2 条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>(適用範囲) 第 2 条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	
<p>(基本方針) <u>第 2 条の 2 埋設施設の保安に係る運用は、安全文化を基礎とし、ALARAの精神(一般公衆及び従事者の線量を合理的に達成できる限り低い水準に保つ)にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</u></p>	<p>(削除)</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第 7 章放射性廃棄物管理、第 8 章放射線管理へ記載箇所の変更)
<p>(規定の遵守) 第 3 条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員は、埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行う場合<u>には</u>、この規定を遵守しなければならない。 2 埋設事業部長(以下「事業部長」という。)は、請負事業者等に埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>(規定の遵守) 第 3 条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員(<u>以下「社員等」という。</u>)は、埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 埋設事業部長(以下「事業部長」という。)は、<u>第 1 項以外の者(以下「請負事業者等」という。)</u>に埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	記載の適正化
	<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) <u>第 4 条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第 6 条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。</u> <u>2 各職位(この規定において「各職位」とは第 7 条に示す組織の課長以上の者をいう。)は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)表現を適正化。
	<p>(事業者対応方針等の履行) <u>第 5 条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)による改正前の法第 51 条の 18 第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第 6 条に定める品質マネジメントシステム計画にて実施させる。</u> <u>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</u> <u>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子炉等規制法等の改正に伴う変更)現第 3 条の 4 の 4 の記載箇所を変更

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (2/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p><u>(品質マネジメントシステム計画)</u></p> <p><u>第6条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</u></p> <p><u>1 目的</u> <u>本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p><u>2 適用範囲</u> <u>本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。</u></p> <p><u>3 定義</u> <u>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。</u></p> <p><u>(1) 埋設施設</u> <u>法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。</u></p> <p><u>(2) ニューシア</u> <u>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</u></p> <p><u>4 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>(1) 第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。</u></p> <p><u>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。</u></p> <p><u>a.埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p><u>b.埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</u></p> <p><u>c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (3/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、埋施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</u></p> <p><u>a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。</u></p> <p><u>b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。</u></p> <p><u>c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。(「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)</u></p> <p><u>d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)</u></p> <p><u>e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)</u></p> <p><u>g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。)</u></p> <p><u>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</u></p> <p><u>a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p><u>b.風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとした</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (4/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p>ときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p><u>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。</u></p> <p><u>a.品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」</u></p> <p><u>c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書</u></p> <p><u>d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</u></p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル</u></p> <p><u>社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p><u>c.品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>e.プロセスの相互の関係</u></p> <p><u>4.2.3 文書の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)</u></p> <p><u>a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p><u>b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)</u></p> <p><u>c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)</u></p> <p><u>d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p><u>e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p><u>f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p><u>g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理するこ</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (5/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p>と。</p> <p><u>h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。</u></p> <p><u>5 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u></p> <p><u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>a.品質方針を定めること。</u></p> <p><u>b.品質目標が定められているようにすること。</u></p> <p><u>c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</u> <u>(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)</u></p> <p><u>d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u></p> <p><u>e.資源が利用できる体制を確保すること。</u></p> <p><u>f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u></p> <p><u>g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</u></p> <p><u>h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の確保の重視</u></p> <p><u>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p><u>社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)</u></p> <p><u>a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</u></p> <p><u>b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u></p> <p><u>d.要員に周知され、理解されていること。</u></p> <p><u>e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (6/81)

現行	変更後	変更理由
	<p>(1) <u>社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p>(1) <u>社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c. <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d. <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p>(1) <u>社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)</u></p> <p>(2) <u>社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</u></p> <p>(3) <u>社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u></p> <p><u>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</u></p> <p><u>社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a. <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</u></p> <p>c. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>d. <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>5.5.3 管理者</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (7/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)</u></p> <p><u>a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p><u>d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p><u>e.関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</u></p> <p><u>a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p><u>b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p><u>c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p><u>d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p><u>e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)</u></p> <p><u>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</u></p> <p><u>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。</u></p> <p><u>a.安全・品質改革委員会</u></p> <p><u>b.品質・保安会議</u></p> <p><u>c.埋施設安全委員会</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p><u>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。</u></p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</u></p> <p><u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p><u>a.内部監査の結果</u></p> <p><u>b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (8/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム—要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</u></p> <p><u>d.自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)</u></p> <p><u>e.品質目標の達成状況</u></p> <p><u>f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u></p> <p><u>g.関係法令の遵守状況</u></p> <p><u>h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u></p> <p><u>i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p><u>j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p><u>k.部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p><u>l.資源の妥当性</u></p> <p><u>m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</u></p> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p><u>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p><u>a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</u></p> <p><u>b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p><u>c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p><u>d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u></p> <p><u>e.関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6 資源の管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。)</u></p> <p><u>a.要員</u></p> <p><u>b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)</u></p> <p><u>c.作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (9/81)

現行	変更後	変更理由
	<p><u>d.その他必要な資源</u></p> <p><u>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p><u>b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)</u></p> <p><u>c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p><u>d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p><u>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p><u>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p><u>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p><u>e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p><u>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)</u></p> <p><u>a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p><u>b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p><u>c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p><u>d.自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</u></p> <p><u>e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす</u></p> <p><u>る。</u></p> <p><u>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。</u></p> <p><u>a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p><u>b.関係法令</u></p> <p><u>c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u></p> <p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (10/81)

現行	変更後	変更理由
	<p>(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法</p> <p>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (11/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>c.関係法令</u> <u>d.その他設計開発に必要な要求事項</u> (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c.合否判定基準を含むものであること。 d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 7.3.4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。 a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。) (2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。 7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。) (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (12/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p>を行い、変更を承認する。</p> <p><u>(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋施設に及ぼす影響の評価(当該埋施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p><u>(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</u></p> <p><u>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(埋施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</u></p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p><u>(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p>a. <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p>b. <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p>c. <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>d. <u>調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)</u></p> <p>e. <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f. <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g. <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p><u>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (13/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p><u>7.4.3 調達物品等の検証</u></p> <p><u>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p><u>7.5 個別業務の管理</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p><u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</u></p> <p><u>a.埋施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「埋施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)</u></p> <p><u>b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p> <p><u>d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p><u>e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p><u>f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</u></p> <p><u>a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p><u>b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p><u>c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</u></p> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 組織の外部の者の物品</u></p> <p><u>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)</u></p> <p><u>7.5.5 調達物品の管理</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (14/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</u></p> <p><u>7.6 監視測定のための設備の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)</u></p> <p><u>b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>c.所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p><u>8 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)</u></p> <p><u>8.2 監視及び測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p><u>(1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)</u></p> <p><u>a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (15/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>b.実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p><u>(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p><u>(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p><u>(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p><u>(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）</u></p> <p><u>(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p><u>8.2.3 プロセスの監視測定</u></p> <p><u>(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>8.2.4 機器等の検査等</u></p> <p><u>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）</u></p> <p><u>(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。（「自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）</u></p> <p><u>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセス</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (16/81)

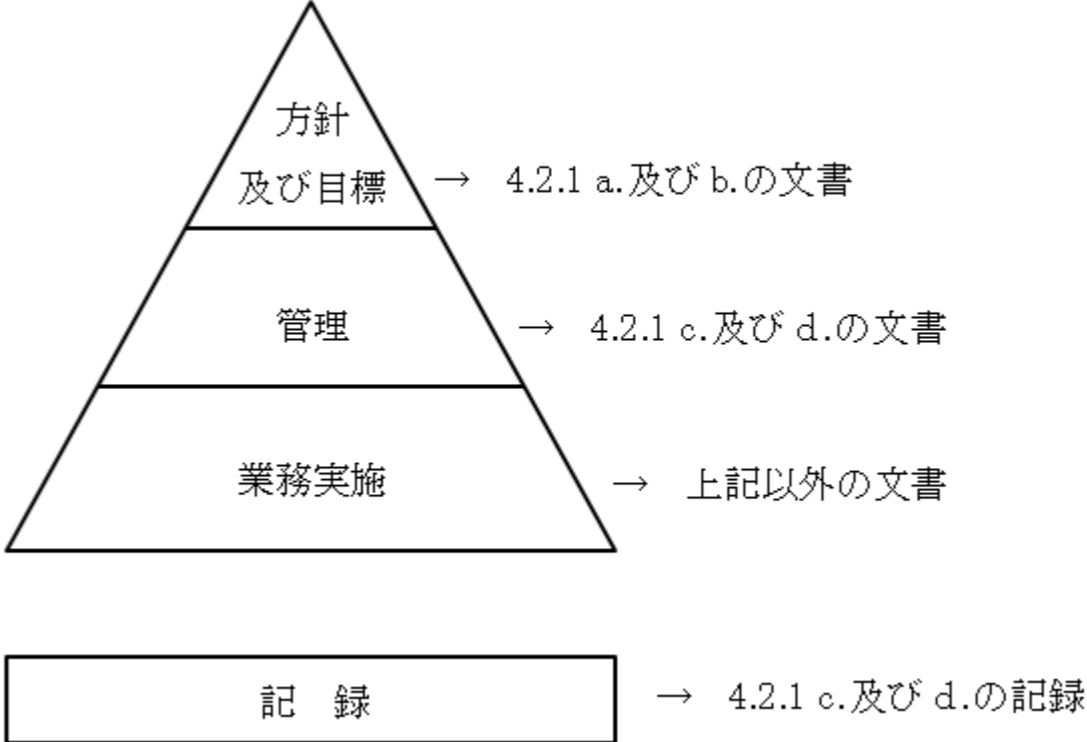
現 行	変更後	変更理由
	<p><u>の次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。</u></p> <p><u>8.3 不適合の管理</u></p> <p><u>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。)</u></p> <p><u>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p><u>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</u></p> <p><u>c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p><u>d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p><u>8.4 データの分析及び評価</u></p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p><u>b. 個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p><u>c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</u> <u>(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)</u></p> <p><u>d. 調達物品等の供給者の供給能力</u></p> <p><u>8.5 改善</u></p> <p><u>8.5.1 継続的な改善</u></p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にすると</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (17/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>ともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。〔品質マネジメントシステムの継続的な改善〕とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。〕</u></p> <p><u>8.5.2 是正処置等</u></p> <p><u>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</u></p> <p><u>(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化〔不適合その他の事象の分析〕には、情報の収集及び整理〕及び技術的、人的及び組織的側面等の考慮〕を含む。また、原因の明確化〕には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。〕</u></p> <p><u>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p><u>b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。〔保安活動の改善のために講じた措置〕には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。〕</u></p> <p><u>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。〔原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合〕には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。〕</u></p> <p><u>g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、CAPシステム要則〕に定める。</u></p> <p><u>(3) 組織は、CAPシステム要則〕に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。〔適切な措置を講じる〕とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。〕</u></p> <p><u>8.5.3 未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。〔自らの組織で起こり得る不適合〕には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕</u></p> <p><u>a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p><u>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p><u>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、CAPシステム要則〕に定める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">品質マネジメントシステム (第1章の2)</p>	<p style="text-align: center;">第6条4 品質マネジメントシステム</p>	<p>変更理由</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 現別図1の2の記載箇所および各用語を変更</p>
<p>別図1の2 プロセスの順序及び相互関係(第3条の5関係)</p>	<p>図1 プロセス関連図(第6条4.1関係)</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (19/81)

現 行	変更後	変更理由
	 <p style="text-align: center; color: red;">図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図 (第6条 4.2 関係)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (20/81)

現 行			変 更 後					変 更 理 由										
別表1の3 品質マネジメントシステムに係る文書(第3条の5の2、第10条関係)			表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係(第6条4.2関係)					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更) 現別表1の3を再構築し、記載箇所を変更										
2. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した文書																		
<u>文書名</u>	<u>制定者</u>	<u>保安規定関連条文</u>	<u>品質マネジメントシステム計画関連条項</u>	<u>項目</u>	<u>文書名</u>	<u>制定者</u>	<u>品質マネジメントシステム計画以外の関連条項</u>											
<u>監査室全社品質保証計画書運用要則</u>	<u>監査室長</u>	<u>第3条の2～ 第3条の9の5</u>	4～8	品質マネジメントシステム計画	<u>監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</u>	<u>監査室長</u>	—											
<u>安全・品質本部全社品質保証計画書運用要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>				<u>調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則</u>	<u>調達室長</u>	—											
<u>埋設事業部全社品質保証計画書運用要則</u>	<u>事業部長</u>	<u>安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則</u>			<u>安全・品質本部長</u>	—												
<u>廃棄物埋施設廃棄物取扱主任者業務実施要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第6条、第7条</u>			<u>埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則</u>	<u>事業部長</u>	—											
<u>埋施設安全委員会運営要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第10条</u>			4.1、8.2.3	プロセスの監視及び測定	<u>パフォーマンス指標要則</u>		<u>安全・品質本部長</u>	—								
<u>廃棄物埋施設埋設管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第11条～第15条、 第18条、 第27条～第30条、 第43条</u>					4.1		安全文化	<u>安全文化要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	—						
<u>廃棄物埋施設画作成要領</u>		<u>事業部長</u>								<u>第12条</u>	5.4.1	品質目標	<u>品質目標要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	—			
<u>廃棄体確認要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第14条</u>								5.4.2、7.1、7.3			品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	<u>変更管理要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	—		
<u>土木管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第15条～第22条、 第24条、第25条</u>												5.5.3	管理者	<u>自己アセスメント要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>	—
<u>廃棄物埋施設保守管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第19条～第22条、 第41条</u>														5.5.4	組織の内部の情報の伝達	<u>安全・品質改革委員会規程</u>
<u>建物管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第19条～第22条</u>	<u>品質・保安会議規程</u>	<u>安全・品質本部長</u>														<u>第11条</u>
<u>廃棄物埋施設放射線管理総括要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第19条、第20条、 第28条～第35条、 第37条～第44条 第47条の2、 第53条</u>	<u>埋施設安全委員会運営要領</u>	<u>事業部長</u>														<u>第12条</u>
<u>技術情報管理要領</u>		<u>事業部長</u>	<u>第22条の2、 第58条</u>	5.6												マネジメントレビュー	<u>マネジメントレビュー要則</u>	<u>安全・品質本部長</u>
<u>廃棄物埋施設排水・地下水監視要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第23条～第26条</u>	6.2														要員の力量の確保及び教育訓練	<u>監査室 教育訓練要領</u>
<u>濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第36条</u>		<u>調達室 教育訓練要領</u>	<u>調達室長</u>	—												
<u>廃棄物埋施設異常・非常時対策要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第45条～第54条、 第60条</u>																
<u>廃棄物埋施設保安教育実施要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第56条、第57条</u>																
<u>廃棄物埋施設定期的な評価実施要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第58条</u>																

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (21/81)

現行	変更後					変更理由
			<u>安全・品質本部 教育訓練要領</u>	<u>安全・品質本部長</u>	二	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 現別表1の3を再構築し、記載箇所を変更
			<u>廃棄物埋施設保安教育実施要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第63条</u>	
	7.1	<u>個別業務に必要なプロセスの計画</u>	<u>廃棄物埋施設廃棄物取扱主任者業務実施要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第10条</u>	
	<u>廃棄物埋施設埋設管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第14条～第17条 第19条、第24条 第30条、 第32条～第35条</u>			
	<u>廃棄物埋設計画作成要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第15条</u>			
	<u>廃棄体確認要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第17条</u>			
	<u>土木管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第19条～第24条 第27条、第28条</u>			
	<u>埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条</u>			
	<u>技術情報管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条、第65条</u>			
	<u>廃棄物埋施設保守管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条、第24条 第47条</u>			
	<u>設置および改造工事に係る設計管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条～第24条</u>			
	<u>建物管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条～第24条</u>			
	<u>廃棄物埋施設放射線管理総括要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条、第24条 第31条～第41条 第43条～第49条 第54条、第60条</u>			
	<u>設計管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第22条、第23条</u>			
	<u>廃棄物埋施設排水・地下水監視要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第26条～第29条</u>			
	<u>濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第42条</u>			
	<u>輸送物仕立て助勢作業要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第49条</u>			
	<u>廃棄物埋施設異常・非常時対策要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第51条～第61条 第64条、第67条</u>			
	<u>廃棄物埋施設定期的な評価実施要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第65条</u>			
	7.3	<u>設計開発</u>	<u>設計管理要領</u>	<u>事業部長</u>	<u>第23条</u>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (22/81)

現 行	変更後					変更理由																																											
			土木管理要領	事業部長	第 23 条	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 現別表 1 の 3 を再構築し、記載箇所を変更																																											
			設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第 23 条																																												
			建物管理要領	事業部長	第 23 条																																												
	7.4	調達	調達管理要則	調達室長	二																																												
	8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 18 条、第 25 条																																												
	8.3	不適合管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	二																																												
	8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	二																																												
<p>別表 1 の 3 品質マネジメントシステムに係る文書(第 3 条の 5 の 2、第 10 条関係)</p> <p>1. JEAC4111 が要求する“文書化された手順”</p> <table border="1" data-bbox="115 940 1288 1430"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>制定者</th> <th>保安規定関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査室文書管理要領</td> <td rowspan="2">監査室長</td> <td rowspan="4">第 3 条の 5 の 2</td> </tr> <tr> <td>監査室記録管理要領</td> </tr> <tr> <td>安全・品質本部文書管理要領</td> <td rowspan="2">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>安全・品質本部記録管理要領</td> </tr> <tr> <td>文書・記録管理要領</td> <td>事業部長</td> </tr> <tr> <td>監査室内部監査要則</td> <td>監査室長</td> <td>第 3 条の 9 の 2</td> </tr> <tr> <td>監査室不適合管理要領</td> <td>監査室長</td> <td rowspan="3">第 3 条の 9 の 3、第 3 条の 9 の 5</td> </tr> <tr> <td>安全・品質本部不適合管理要領</td> <td>安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>不適合管理実施要領</td> <td>事業部長</td> </tr> <tr> <td>予防処置実施要領</td> <td>事業部長</td> <td>第 3 条の 9 の 5</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	制定者	保安規定関連条文	監査室文書管理要領	監査室長	第 3 条の 5 の 2	監査室記録管理要領	安全・品質本部文書管理要領	安全・品質本部長	安全・品質本部記録管理要領	文書・記録管理要領	事業部長	監査室内部監査要則	監査室長	第 3 条の 9 の 2	監査室不適合管理要領	監査室長	第 3 条の 9 の 3、第 3 条の 9 の 5	安全・品質本部不適合管理要領	安全・品質本部長	不適合管理実施要領	事業部長	予防処置実施要領	事業部長	第 3 条の 9 の 5	<p>表 2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第 6 条 4.2 関係)</p> <table border="1" data-bbox="1317 894 2490 1478"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム計画関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書の管理</td> <td rowspan="2">品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則</td> <td rowspan="2">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査</td> <td>内部監査要則</td> <td>監査室長</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>不適合の管理</td> <td rowspan="3">CAP システム要則</td> <td rowspan="3">安全・品質本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>是正処置等</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>未然防止処置</td> </tr> </tbody> </table>	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長	4.2.4	記録の管理	8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長	8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長	8.5.2	是正処置等	8.5.3	未然防止処置	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更) 現別表 1 の 3 を再構築し、記載箇所を変更
文書名	制定者	保安規定関連条文																																															
監査室文書管理要領	監査室長	第 3 条の 5 の 2																																															
監査室記録管理要領																																																	
安全・品質本部文書管理要領	安全・品質本部長																																																
安全・品質本部記録管理要領																																																	
文書・記録管理要領	事業部長																																																
監査室内部監査要則	監査室長	第 3 条の 9 の 2																																															
監査室不適合管理要領	監査室長	第 3 条の 9 の 3、第 3 条の 9 の 5																																															
安全・品質本部不適合管理要領	安全・品質本部長																																																
不適合管理実施要領	事業部長																																																
予防処置実施要領	事業部長	第 3 条の 9 の 5																																															
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者																																														
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長																																														
4.2.4	記録の管理																																																
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長																																														
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長																																														
8.5.2	是正処置等																																																
8.5.3	未然防止処置																																																
<p>第 1 章の 2 品質保証計画</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条の 2 品質保証計画は、埋設施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、埋設施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を規定するものである。</p>	<p>(削除)</p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)																																															
<p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条の 3 品質保証計画は、埋設施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。</p>	<p>(削除)</p>																																																

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (23/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(定義)</u> <u>第 3 条の 4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」（以下「JEAC4111」という。）に従うものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(関係法令及び保安規定の遵守)</u> <u>第 3 条の 4 の 2 社長は、保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第 2 節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。</u> <u>2 第 4 条の組織は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</u></p>	<p><u>(第 1 章へ移動)</u></p>	
<p><u>(安全文化の醸成)</u> <u>第 3 条の 4 の 3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第 2 節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。</u> <u>2 第 4 条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
<p><u>(事業者対応方針等の履行)</u> <u>第 3 条の 4 の 4 社長は、保安活動を実施するにあたり、事業者対応方針、法第 51 条の 18 第 5 項の規定に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査 (以下「保安検査」という。)での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第 2 節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。</u> <u>なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。</u> <u>2 第 4 条の組織は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</u></p>	<p><u>(第 1 章へ移動)</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第 2 節 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>(一般要求事項)</u> <u>第 3 条の 5 第 5 条に定める各職位 (以下「各職位」という。)は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下「埋設規則」という。)第 13 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 に定める要求事項に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> <u>1 の 2 各職位は、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。</u> <u>(2) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u> <u>(3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u> <u>(4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> <u>(5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> <u>(6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (24/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(7) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p><u>1の3 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表1の2に基づき定める。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。</u></p> <p><u>(1) プロセス及び埋設施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p><u>(2) プロセス及び埋設施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p><u>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p><u>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p><u>(5) 操業開始後の埋設施設に対する保守、検査及び取替えの難易度</u></p> <p><u>1の4 各職位は、これらのプロセスを、品質マネジメントシステムの要求事項に従って運営管理する。</u></p> <p><u>1の5 各職位は、第3章から第7章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、第3条の8の4に定める調達のプロセスの中で定める。</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(文書化に関する要求事項)</u></p> <p><u>第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、記録は適正に作成する。</u></p> <p><u>(1) 保安に関する品質方針及び品質目標</u></p> <p><u>(2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」</u></p> <p><u>(3) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である別表1の3に定める規定</u></p> <p><u>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した別表1の3に定める文書</u></p> <p><u>(5) 別表20に定める記録</u></p> <p><u>2 社長は、次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p><u>(3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</u></p> <p><u>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u></p> <p><u>3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を第3項の2に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にし、管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、第4項、第4項の2及び第4項の3に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p><u>3の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u></p> <p><u>(1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p><u>(2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p><u>(3) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p><u>(4) 該当する文書の適切な版が、必要などきに、必要などころで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p><u>(5) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (25/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(6) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p><u>(7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p><u>4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。</u></p> <p><u>4の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u></p> <p><u>4の3 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。</u></p>		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p style="text-align: center;"><u>第3節 経営者の責任</u></p> <p><u>(経営者のコミットメント)</u></p> <p><u>第3条の6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u></p> <p><u>(1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p><u>(2) 品質方針を設定する。</u></p> <p><u>(3) 品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p><u>(4) マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p><u>(5) 資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p><u>(6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p>	<u>(削除)</u>	
<p><u>(原子力安全の重視)</u></p> <p><u>第3条の6の2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・埋施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。</u></p>	<u>(削除)</u>	
<p><u>(品質方針)</u></p> <p><u>第3条の6の3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</u></p> <p><u>(1) 組織の目的に対して適切である。</u></p> <p><u>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u></p> <p><u>(3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。</u></p> <p><u>(4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p><u>(5) 組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p><u>(6) 適切性の持続のためにレビューされる。</u></p> <p><u>(7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p>	<u>(削除)</u>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (26/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(計画)</p> <p><u>第3条の6の4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・埋設施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>1の2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</u></p> <p><u>2 社長は、次の事項を確実にする。</u></p> <p><u>(1) 品質目標に加えて第3条の5に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p>(責任・権限及びコミュニケーション)</p> <p><u>第3条の6の5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第2章、第2項の2及び第3項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</u></p> <p><u>1の2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u></p> <p><u>2 社長は、監査室長を第5条第2項第2号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同条同項第3号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同条同項第4号に定める業務に関する管理責任者に任命する。</u></p> <p><u>2の2 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u></p> <p><u>(3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長(以下「センター長」という。)及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p><u>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) 業務に従事する要員の業務・埋設施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>(3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。</u></p> <p><u>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p><u>4 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</u></p>	(削除)	
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p><u>第3条の6の6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</u></p> <p><u>1の2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>1の3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</u></p> <p><u>2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</u></p>	(削除)	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (27/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(1) <u>監査の結果</u></p> <p>(2) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>(3) <u>プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果</u></p> <p>(4) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>(5) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p>(6) <u>関係法令及び保安規定の遵守状況</u></p> <p>(7) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>(8) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>(9) <u>その他重要な事項(安全・品質改革委員会での審議結果等)</u></p> <p>(10) <u>改善のための提案</u></p> <p>3 <u>社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む)を含める。</u> <u>ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</u></p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>(2) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u></p> <p>(3) <u>資源の必要性</u></p>		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p style="text-align: center;"><u>第4節 資源の運用管理</u></p> <p>(資源の提供)</p> <p><u>第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。</u></p>	(削除)	
<p>(人的資源)</p> <p><u>第3条の7の2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。</u></p> <p>2 <u>各職位は、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>(4) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u></p> <p>(5) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</u></p>	(削除)	
<p>(インフラストラクチャー)</p> <p><u>第3条の7の3 各職位は、原子力安全の達成のために必要な別表1に定める設備等並びに第1章の2第5節に基づく業務の計画及び実施において必要とされる資材等を維持管理する。</u></p>	(削除)	
<p>(作業環境)</p> <p><u>第3条の7の4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域、埋設保全区域及び周辺監視区域を運営管理する。</u></p>	(削除)	

廃棄物埋施設設保安規定 新旧対照表 (28/81)

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第5節 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>(業務の計画)</u> <u>第3条の8 各職位は、第3章から第7章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u> <u>1の2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。</u> <u>1の3 各職位は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u> <u>(1) 業務・埋施設設に対する品質目標及び要求事項</u> <u>(2) 業務・埋施設設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> <u>(3) その業務・埋施設設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u> <u>(4) 業務・埋施設設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u> <u>1の4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。</u></p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)
<p><u>(業務・埋施設設に対する要求事項に関するプロセス)</u> <u>第3条の8の2 各職位は、次の事項を明確にする。</u> <u>(1) 業務・埋施設設に適用される法令・規制要求事項</u> <u>(2) 明示されていないが、業務・埋施設設に不可欠な要求事項</u> <u>(3) その他必要と判断する追加要求事項すべて</u> <u>2 各職位は、業務・埋施設設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。</u> <u>2の2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。</u> <u>(1) 業務・埋施設設に対する要求事項が定められている。</u> <u>(2) 業務・埋施設設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u> <u>(3) 定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u> <u>2の3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。</u> <u>2の4 各職位は、業務・埋施設設に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</u> <u>2の5 各職位は、業務・埋施設設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u> <u>3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</u></p>	(削除)	
<p><u>(設計・開発)</u> <u>第3条の8の3 各職位は、第21条に定める埋施設設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。</u> <u>1の2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u> <u>(1) 設計・開発の段階</u> <u>(2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u> <u>(3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限</u> <u>1の3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確</u></p>	(削除)	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (29/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p><u>1の4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p><u>2 各職位は、埋設施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p><u>(1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計・開発から得られた情報</u></p> <p><u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>2の2 各職位は、埋設施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないものとする。</u></p> <p><u>3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</u></p> <p><u>3の2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</u></p> <p><u>(1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p><u>(2) 調達、業務の実施及び埋設施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p><u>(3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p><u>(4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な埋設施設の特性を明確にする。</u></p> <p><u>4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</u></p> <p><u>(1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p><u>(2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p><u>4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>5の2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p><u>6 各職位は、結果として得られる埋設施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p><u>6の2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、埋設施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p><u>6の3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p> <p><u>7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。</u></p> <p><u>7の2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p><u>7の3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の埋設施設を構成する要素及び関連する埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</u></p> <p><u>7の4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (30/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(調達)</u> <u>第3条の8の4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u> <u>1の2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u> <u>1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</u> <u>1の4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。</u> <u>1の5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</u> <u>2 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u> <u>(1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u> <u>(2) 要員の適格性確認に関する要求事項</u> <u>(3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> <u>(4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</u> <u>(5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u> <u>2の2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u> <u>2の3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u> <u>3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u> <u>3の2 各職位は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(業務の実施)</u> <u>第3条の8の5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</u> <u>(1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。</u> <u>(2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</u> <u>(3) 適切な設備を使用している。</u> <u>(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u> <u>(5) 監視及び測定が実施されている。</u> <u>(6) 業務のリリースが実施されている。</u> <u>2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> <u>2の2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> <u>2の3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u> <u>(1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u> <u>(2) 設備の承認及び要員の適格性確認</u> <u>(3) 所定の方法及び手順の適用</u> <u>(4) 記録に関する要求事項</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (31/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(5) 妥当性の再確認</p> <p>3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・埋設施設を識別する。</p> <p>3の2 各職位は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の実施の要求事項に関連して、業務・埋設施設の状態を識別する。</p> <p>3の3 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・埋設施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。</p> <p>4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。</p> <p>5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p>(監視機器及び測定機器の管理)</p> <p>第3条の8の6 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>1の2 各職位は、監視及び測定の実施の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。</p> <p>(2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(3) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>(4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・埋設施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</p> <p>1の4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>(削除)</p>	
<p>第6節 評価及び改善</p> <p>(一般)</p> <p>第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(1) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p>	<p>(削除)</p>	

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (32/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(監視及び測定)</u></p> <p><u>第 3 条の 9 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。</u></p> <p><u>2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、年 1 回以上、内部監査を実施する。</u></p> <p><u>なお、内部監査の実施にあたっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、埋設規則第 13 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p><u>2 の 2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。</u></p> <p><u>(2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。</u></p> <p><u>(3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。</u></p> <p><u>2 の 3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u></p> <p><u>2 の 4 監査室長は、監査及びその結果の記録を維持する。</u></p> <p><u>2 の 5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。</u></p> <p><u>3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p><u>3 の 2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p><u>3 の 3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p> <p><u>4 各職位は、埋設施設の要求事項が満たされていることを検証するために、埋設施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。</u></p> <p><u>4 の 2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p><u>4 の 3 各職位は、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を、記録する。</u></p> <p><u>4 の 4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該埋設施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (33/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(不適合管理)</u> <u>第3条の9の3 各職位は、業務・埋施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u> <u>1の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u> <u>1の3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u> <u>(1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</u> <u>(2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u> <u>(3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u> <u>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u> <u>1の4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u> <u>1の5 監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</u> <u>1の6 各職位は、埋施設の保安の向上を図る観点から、事業部長が定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)へ登録することにより公開する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>
<p><u>(データの分析)</u> <u>第3条の9の4 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u> <u>1の2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u> <u>(1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</u> <u>(2) 業務・埋施設に対する要求事項への適合</u> <u>(3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び埋施設の、特性及び傾向</u> <u>(4) 供給者の能力</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
<p><u>(改善)</u> <u>第3条の9の5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> <u>2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u> <u>2の2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u> <u>2の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u> <u>(1) 不適合のレビュー</u> <u>(2) 不適合の原因の特定</u> <u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> <u>(4) 必要な処置の決定及び実施</u> <u>(5) とった処置の結果の記録</u> <u>(6) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (34/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>2の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</u></p> <p><u>(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p><u>(2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p><u>(3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p><u>(4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p><u>3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</u></p> <p><u>3の2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。</u></p> <p><u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p><u>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(3) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(4) とった処置の結果の記録</u></p> <p><u>(5) とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。</u></p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p align="center">第2章 保安管理体制</p> <p align="center">第1節 組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 埋設施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p>	<p align="center">第3章 保安管理体制</p> <p align="center">第1節 組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第7条 埋設施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p>	
<p align="center">第2節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 各職位を<u>担当する者は、この規定を遵守して</u>、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 <u>埋設施設の保安に関する職位と職務に係る責任及び権限は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査業務を行う。<u>また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p>(3) 安全・品質本部長は、社長が行う<u>品質保証</u>に係る業務を補佐(事業部の<u>品質保証</u>活動が適切に実施されることへの支援を含む。) <u>するとともに、品質・保安会議の運営に係る業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p>	<p align="center">第2節 職務</p> <p>(職務)</p> <p>第8条 各職位は、<u>この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき</u>、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 <u>前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。</p> <p>(2) 監査室長は、<u>調達室長</u>、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し、<u>監査業務を行うとともに、所管する業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p><u>(3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u></p> <p><u>(4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う<u>品質マネジメントシステム</u>に係る業務の補佐(事業部長及び<u>調達室長</u>が行う<u>品質マネジメントシステム</u>に係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。) <u>及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>組織改正に伴う追加記載の適正化</p> <p>組織改正に伴う追加</p> <p>組織改正に伴う追加記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (35/81)

現行	変更後	変更理由
<p>(4) 事業部長は、<u>埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及びセンター長の所管する</u>保安に関する業務を統括する。<u>また、この業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(5) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。</p> <p>(6) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可<u>を伴う改造の</u>設計及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(7) 安全管理部長は、<u>放射線管理課長及び品質保証課長</u>を指揮し、<u>放射線管理課長及び品質保証課長</u>の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) センター長は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第 11 号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。</p> <p>(9) <u>放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(10) <u>品質保証課長は、品質保証に係る記録管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(11) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 7 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(12) 運営課長は、廃棄体の受入れ、<u>検査</u>及び定置に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木課長は、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p>	<p>(6) 事業部長は、<u>埋設施設に係る</u>保安に関する業務を統括するとともに、<u>統括する業務</u>に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。</p> <p>(8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可<u>申請における</u>設計及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理部長は、<u>品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長</u>を指揮し、<u>品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長</u>の所管する保安に関する業務を統括するとともに、<u>事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。</u></p> <p>(10) <u>低レベル放射性廃棄物埋設センター長(以下、「センター長」という。)</u>は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第 14 号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。 <u>また、埋設施設の施設管理のとりまとめに関する業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>品質保証課長は、品質マネジメントシステムに係る記録管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) <u>検査課長は、放射性廃棄物等の確認及び廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査を行う。</u></p> <p>(13) <u>放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(15) 運営課長は、廃棄体の受入れ、<u>確認</u>及び定置に関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木課長は、<u>埋設設備の構築</u>、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) <u>施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋の巡視点検に関する業務を行う。</u></p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入を踏まえ、開発設計部長の職務を見直し)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(新検査制度への移行に伴い検査課長の職務を追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入を踏まえ、センター長の職務を見直し)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(新検査制度への移行に伴い検査課長の職務を追加)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「検査」業務の設定に伴う表現の見直し)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入を踏まえ、土木課長の職務を見直し)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(新検査制度への移行に伴い施設建物管理課長の職務を明確化)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (36/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(14) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 別表1の担当課長は、同表に定める施設の管理、<u>保守及び改造(第6号に定める改造の設計を除く。)</u>に係る業務を行う。</p> <p>(16) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 別表1の担当課長(<u>以下「管理担当課長」という。</u>)は、同表に定める施設の管理(<u>保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。</u>)に係る業務を行う。</p> <p>(20) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入を踏まえ、別表1の担当課長の職務を見直し)</p>
<p style="text-align: center;">第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第6条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>	
<p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第7条 廃棄物取扱主任者は、<u>核燃料物質等の取扱いに関し</u>、次に掲げる職務を誠実に 行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p><u>(3) 保安上必要な場合には、各職位に助言、協力する。</u></p> <p>(4) 第12条第1項に定める廃棄物埋設計画、<u>第19条第3項に定める保守作業実施計画、第21条第2項に定める改造計画、第23条第3項に定める調査計画、第24条第2項に定める修復計画、第56条第1項に定める保安教育実施計画及び第58条第1項に定める定期的な評価の計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</u></p> <p><u>(5) 所管官庁が法に基づいて実施する埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認等に原則として立ち会うこと。</u></p> <p>(6) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(7) 事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の認可に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(8) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(9) 第58条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) 第59条に示す記録を確認すること。</p> <p>(11) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(12) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務等)</p> <p>第10条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に 行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 第15条第1項に定める廃棄物埋設計画、<u>第24条に基づく作業管理に係る実施計画、第26条第3項に定める調査計画、第27条第2項に定める修復計画、第63条第1項に定める保安教育実施計画及び第65条第1項に定める定期的な評価の計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) <u>埋設施設の事業変更許可</u>、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の<u>変更認可</u>に係る申請の可否を確認すること。</p> <p>(6) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(7) 第65条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 第66条に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p><u>2 社長及び事業部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</u></p> <p><u>3 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</u></p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(フリーアクセスの導入) 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (37/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(意見の尊重)</p> <p>第 8 条 事業部長は、廃棄物取扱主任者 <u>より</u> 意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者の指示に従う。</p> <p>3 各職位は、廃棄物取扱主任者 <u>より</u> 助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第 4 節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 9 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 埋設施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する <u>品質保証</u> に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守 <u>並びに安全文化醸成</u> に関する事項を含む。)</p> <p>(4) 第 58 条に基づく定期的な評価</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 会議体</p> <p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 埋設施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する <u>品質マネジメントシステム</u> に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守 <u>の意識の向上</u> に関する事項を含む。)</p> <p>(4) 第 65 条に基づく定期的な評価</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 10 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を <u>事業部</u> 全体の観点から審議する。</p> <p>(1) この規定の変更</p> <p>(2) <u>別表 1 の 3</u> に掲げる事業部長が制定する規定</p> <p>(3) この規定に基づく以下の計画</p> <p>イ 廃棄物埋設計画</p> <p>ロ <u>改造計画</u></p> <p>ハ 調査計画</p> <p>ニ 修復計画</p> <p>ホ 保安教育実施計画</p> <p>ヘ 定期的な評価の計画</p> <p>(4) 第 58 条に基づく評価の結果</p>	<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第 12 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を <u>埋設施設に係る保安に関する業務</u> 全体の観点から審議する。</p> <p>(1) <u>埋設施設の事業変更許可申請に関する事項</u></p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) <u>表 1</u> に掲げる事業部長が制定する規定</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>イ <u>第 15 条に基づく</u> 廃棄物埋設計画</p> <p>ロ <u>第 24 条に基づく</u> 作業管理に係る実施計画</p> <p>ハ <u>第 26 条に基づく</u> 調査計画</p> <p>ニ <u>第 27 条に基づく</u> 修復計画</p> <p>ホ <u>第 63 条に基づく</u> 保安教育実施計画</p> <p>ヘ <u>第 65 条に基づく</u> 定期的な評価の計画</p> <p>(5) 第 65 条に基づく評価の結果</p>	<p>記載の適正化</p> <p>事業変更許可申請の反映による審議事項の追加</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)及び記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (38/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(5) 保安に関する品質保証に係る事項 (6) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、廃棄物取扱主任者が出席できない場合は、代行者を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第1項第2号の規定を定める。</p>	<p>(6) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 (7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条の2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第13条 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。</p> <p>2 安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。</p> <p>3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第3章 廃棄物埋設管理</p> <p>(廃棄体)</p> <p>第11条 埋設する廃棄体を以下に示す。 (1) 放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂で均一に容器に固型化したもの(均質・均一固化体)を1号廃棄体という。 (2) 固体状の放射性廃棄物をセメント系充てん材で一体に容器に固型化したもの(充てん固化体)を2号廃棄体という。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 廃棄物埋設管理</p> <p>(廃棄体)</p> <p>第14条 埋設する廃棄体を以下に示す。 (1) 放射性廃棄物をセメント、アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂で均一に容器に固型化したもの(均質・均一固化体)を1号廃棄体という。 (2) 固体状の放射性廃棄物をセメント系充てん材で一体に容器に固型化したもの(充てん固化体)を2号廃棄体という。</p>	
<p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第12条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するにあたっては、最大受入れ能力 10,000m³(200リットルドラム缶 50,000本相当/年)を超えないことを遵守する。</p> <p>(1) 廃棄体受入れ (2) 廃棄体検査 (3) 廃棄体定置 (4) 充てん材充てん (5) 上部ポーラスコンクリート層設置 (6) 覆い施工</p>	<p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力 10,000m³(200リットルドラム缶 50,000本相当/年)を超えないことを遵守する。</p> <p>(1) 廃棄体受入れ (2) 廃棄体確認 (3) 廃棄体定置 (4) 充てん材充てん (5) 上部ポーラスコンクリート層設置 (6) 覆い施工</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「検査」業務の設定に伴う表現の見直し)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (39/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(7) 覆土</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに<u>あたって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</p>	<p>(7) 覆土</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに<u>当たって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</p>	記載の適正化
<p>(廃棄体の受入れ)</p> <p>第13条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。</p> <p>(2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>(3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。</p> <p>一時貯蔵に<u>あたって</u>は、輸送容器を4段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約640m³(200リットルドラム缶約3,200本相当)を超えないこと。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(廃棄体の受入れ)</p> <p>第16条 運営課長は、埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 搬出元から交付された輸送容器番号の記録と受け入れた輸送容器の番号を照合すること。</p> <p>(2) 一時貯蔵天井クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>(3) 廃棄体一時貯蔵室に一時貯蔵すること。</p> <p>一時貯蔵に<u>当たって</u>は、輸送容器を4段積みで貯蔵するとともに、低レベル廃棄物管理建屋の廃棄体一時貯蔵能力約640m³(200リットルドラム缶約3,200本相当)を超えないこと。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	記載の適正化
<p>(廃棄体の<u>検査</u>)</p> <p>第14条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び<u>検査</u>により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を<u>検査</u>する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>(廃棄体の<u>確認</u>)</p> <p>第17条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び<u>外観確認</u>により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</u>」(以下「埋設規則」という。))第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を<u>外観確認</u>する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(「検査」業務の設定に伴う表現の見直し)</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(<u>新規追加</u>)</p>	<p>(<u>放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施</u>)</p> <p><u>第18条 安全管理部長は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の位置に当たり、廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</u></p> <p><u>2 検査課長は、検査実施責任者として次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄体が廃棄物受入基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄体の確認に関与していない要員</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる廃棄体の確認の調達における供給者の中で、当該業務に関与していない要員</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>4 検査課長は、検査内容に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</u></p> <p><u>5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (40/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 15 条で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</u></p> <p><u>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>イ 放射能濃度の妥当性を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>ハ その他廃棄物が埋設施設の事業変更許可を受けたところによるものであることを確認するために十分な方法</u></p>	
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 15 条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、<u>各</u>埋設設備毎に埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号廃棄体</p> <p>イ 1 号廃棄体は、1 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の北面及び上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、埋設設備群毎にセメント以外で固型化した廃棄体が集中しないこと。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 2 号廃棄体</p> <p>イ 2 号廃棄体は、2 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2 号廃棄体を定置する場合は、2 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2 号埋設設備の上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 2 号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充てん材の充てん量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、<u>構築した</u>埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備<u>ごと</u>に埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号廃棄体</p> <p>イ 1 号廃棄体は、1 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の北面及び上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、埋設設備群<u>ごと</u>にセメント以外で固型化した廃棄体が集中しないこと。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 2 号廃棄体</p> <p>イ 2 号廃棄体は、2 号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2 号廃棄体を定置する場合は、2 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2 号埋設設備の上面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 埋設した廃棄体の放射性物質濃度に極端な片寄りがないこと。</p> <p>ホ 2 号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充てん材の充てん量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に 0.1m³/本以上であること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (41/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第 16 条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充てん材を充てんする場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 区画内に空げきが生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系充てん材により充てんを行うこと。</p> <p>(2) 寒冷時は充てんを行わないこと。</p> <p>2 土木課長は、充てん材充てんの完了した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。</p>	<p>(充てん材充てん・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第 20 条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充てん材を充てんする場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 区画内に空げきが生じないように、十分な施工管理のもとにセメント系充てん材により充てんを行うこと。</p> <p>(2) 寒冷時は充てんを行わないこと。</p> <p>2 土木課長は、充てん材充てんの完了した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。</p>	
<p>(覆土)</p> <p>第 17 条 土木課長は、覆土前の埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。</p> <p>2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 覆土厚さは別表 4 に示す値とし、周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように、十分な施工管理のもとに行うこと。</p> <p>(2) 寒冷時は覆土を行わないこと。</p> <p>3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>(覆土)</p> <p>第 21 条 土木課長は、覆土前の埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。</p> <p>2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 覆土厚さは別表 4 に示す値とし、周辺の土壌等に比して透水性が大きくなるように、十分な施工管理のもとに行うこと。</p> <p>(2) 寒冷時は覆土を行わないこと。</p> <p>3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	
	<p style="text-align: center;">第 5 章 施設管理</p> <p><u>(施設管理計画)</u></p> <p><u>第 22 条 埋設施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び埋設規則第 6 条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p><u>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。</u></p> <p><u>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</u></p> <p><u>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</u></p> <p><u>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p><u>事業部長は、開発設計部長及び管理担当課長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</u></p> <p><u>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</u></p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p><u>開発設計部長及び管理担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</u></p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> </div>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (42/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>開発設計部長及び管理担当課長は、3の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u></p> <p><u>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</u></p> <p><u>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</u></p> <p><u>(1) センター長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p><u>(2) センター長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。</u></p> <p><u>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p><u>(3) センター長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</u></p> <p><u>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p><u>(4) センター長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p><u>6 施設管理実施計画の策定</u></p> <p><u>(1) センター長は、3の保全対象範囲に対し開発設計部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</u></p> <p><u>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</u></p> <p><u>c. 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)</u></p> <p><u>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</u></p> <p><u>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</u></p> <p><u>g. 上記fの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること</u></p> <p><u>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p><u>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</u></p> <p><u>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</u></p> <p><u>b. 使用環境及び設置環境</u></p> <p><u>c. 劣化、故障モード</u></p> <p><u>d. 機器の構造等の設計的知見</u></p> <p><u>e. 科学的知見</u></p> <p><u>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</u></p> <p><u>6.1 点検計画の策定</u></p> <p><u>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p><u>a. 予防保全</u></p> <p><u>①時間基準保全</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (43/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>②状態基準保全</u> <u>b.事後保全</u> <u>(3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u> <u>a.時間基準保全</u> <u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u> <u>①点検の具体的方法</u> <u>②設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u> <u>③実施頻度</u> <u>④実施時期</u> <u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u> <u>b. 状態基準保全</u> <u>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u> <u>i) 状態監視データの具体的採取方法</u> <u>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</u> <u>iii) 状態監視データ採取頻度</u> <u>iv) 実施時期</u> <u>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u> <u>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u> <u>i) 巡視点検の具体的方法</u> <u>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u> <u>iii) 実施頻度</u> <u>iv) 実施時期</u> <u>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u> <u>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</u> <u>i) 定例試験の具体的方法</u> <u>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u> <u>iii) 実施頻度</u> <u>iv) 実施時期</u> <u>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u> <u>c. 事後保全</u> <u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第26条第5項により修復の必要があると認められた場合は第27条の規定に基づき修復を行う。</u> <u>6.2 設計及び工事の計画の策定</u> <u>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{*1}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u> <u>(2) 管理担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理の導入)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (44/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>(3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 自主検査等の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 自主検査等の実施時期</u></p> <p><u>※1: 法令に基づく手続きとは、法第51条の5(変更の許可及び届出等)に係る手続きをいう。</u></p> <p><u>6.3 特別な保全計画の策定</u></p> <p><u>(1) 管理担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 管理担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 点検の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>c. 点検の実施時期</u></p> <p><u>7 施設管理の実施</u></p> <p><u>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</u></p> <p><u>(2) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の実施に当たって、第23条による設計管理及び第24条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第25条に従う。</u></p> <p><u>(3) 管理担当課長は、埋設施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p><u>(4) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の結果について記録する。</u></p> <p><u>8 施設管理の結果の確認・評価</u></p> <p><u>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した設備の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*2}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>(2) 開発設計部長及び管理担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期^{*2}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。</u></p> <p><u>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 施設管理を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p><u>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 開発設計部長及び管理担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 開発設計部長及び管理担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</u></p> <p><u>10 保全の有効性評価</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (45/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p><u>管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>(1) 管理担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</u></p> <p><u>a. 保全活動管理指標の監視結果</u></p> <p><u>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</u></p> <p><u>c. トラブル等運転経験</u></p> <p><u>d. 経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p><u>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u></p> <p><u>f. リスク情報、科学的知見</u></p> <p><u>(2) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</u></p> <p><u>a. 点検及び取替結果の評価</u></p> <p><u>b. 劣化トレンドによる評価</u></p> <p><u>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</u></p> <p><u>d. 研究成果等による評価</u></p> <p><u>(3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p> <p><u>11 施設管理の有効性評価</u></p> <p><u>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p><u>12 構成管理</u></p> <p><u>開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p><u>(1) 設計要件(第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</u></p> <p><u>(2) 施設構成情報(「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。)</u></p> <p><u>(3) 物理的構成(実際の設備をいう。)</u></p> <p><u>13 情報共有</u></p> <p><u>管理担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)</p>
<p>(新規追加)</p>	<p><u>(設計管理)</u></p> <p><u>第 23 条 開発設計部長及び管理担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 開発設計部長及び管理担当課長は、第1項において第 6 条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第 6 条 7.3 に従って実施する。</u></p> <p><u>なお、本条に基づき実施する第 6 条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (46/81)

現 行	変更後	変更理由
(新規追加)	<p>(作業管理)</p> <p><u>第 24 条 管理担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 管理担当課長は、埋施設の点検及び工事を行う場合、埋施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u></p> <p><u>(2) 供用中の埋施設に対する悪影響の防止</u></p> <p><u>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p><u>(4) 作業工程の管理</u></p> <p><u>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p><u>(6) 第 4 章に基づく廃棄物埋設管理</u></p> <p><u>(7) 第 7 章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p><u>(8) 第 8 章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 管理担当課長は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(1) 工事の目的</u></p> <p><u>(2) 工事を行う設備等</u></p> <p><u>(3) 工程</u></p> <p><u>(4) 実施体制</u></p> <p><u>(5) 工事の内容及び保安上必要な措置</u></p> <p><u>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理の導入)
(新規追加)	<p>(廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p><u>第 25 条 安全管理部長は、廃棄物埋施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第 6 条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</u></p> <p><u>2 検査課長は、検査実施責任者として、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の埋施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>イ 施設確認項目に適合したものであること。</u></p> <p><u>ロ 埋設規則第 6 条の技術基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋施設が前号イ及びロの基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p><u>4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。</u></p> <p><u>5 検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理の導入)

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (47/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 22 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に<u>行われることを管理する。</u></p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>イ 構造、強度及び透水性を確認するために十分な方法</p> <p>ロ 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>ハ その他廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	
<p>第 4 章 保安のために講ずべき措置</p> <p>第 1 節 巡視・点検</p> <p>(巡視・点検)</p> <p>第 18 条 運営課長及び土木課長は、毎週 1 回以上、別表 5 に示す設備等についての巡視・点検を行う。</p>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理の導入)
<p>第 2 節 保守及び改造</p> <p>(保守作業の実施)</p> <p>第 19 条 設備等の管理担当課長は、第 45 条第 3 項に基づき異常の原因を調査した結果、<u>保守が必要と判断した場合は、当該設備等の保守担当課長に依頼し、正常な状態に復帰させる。</u></p> <p>2 <u>保守担当課長は、前項の保守作業又はその他の保守作業を行う場合は、保守作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u> ただし、その他の保守作業のうち、埋施設の保安に及ぼす影響がごく軽微な消耗部品などの取替等は除く。</p> <p>3 <u>保守担当課長は、廃棄体取扱い設備の安全機能に係る保守作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した保守作業実施計画書を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>(1) 保守作業の目的</p> <p>(2) 保守作業対象設備</p> <p>(3) 保守作業工程</p> <p>(4) 保守作業実施体制</p> <p>(5) 保守作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 <u>事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</u></p>	(削除)	
<p>(保守作業後の措置)</p> <p>第 20 条 <u>保守担当課長は、前条の規定に基づく保守作業を行った場合は、当該設備等の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、前条第 2 項の管理担当課長に通知する。</u></p> <p>2 <u>保守担当課長は、前条第 3 項に基づき保守作業を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</u></p>	(削除)	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (48/81)

現 行	変更後	変更理由
<p><u>(改造)</u> <u>第 21 条 開発設計部長及び保修担当課長は、埋設施設の改造を行う場合は、当該改造に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u> <u>2 保修担当課長は、埋設設備の閉じ込めの機能及び廃棄体取扱い設備の安全機能に係る改造作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した改造計画書を作成し、事業部長の承認を得る。</u> <u>(1) 改造の目的</u> <u>(2) 改造対象設備</u> <u>(3) 改造工程</u> <u>(4) 改造実施体制</u> <u>(5) 改造の内容及び保安上必要な措置</u> <u>3 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
<p><u>(改造後の措置)</u> <u>第 22 条 保修担当課長は、前条の規定に基づく改造作業を行った場合は、当該設備等の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、前条の管理担当課長に通知する。</u> <u>2 保修担当課長は、前条第 2 項に基づき改造作業を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
<p><u>(情報共有)</u> <u>第 22 条の 2 各職位は、保修及び改造を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第 3 条の 8 の 4 に基づき得られた調達製品の維持又は運用に必要な技術情報を他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と共有することについて必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
<p style="text-align: center;">第 3 節 廃棄物埋設地の保全</p> <p>(埋設設備の排水の監視) <u>第 23 条 運営課長は、別表 6 に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び埋設技術課長に通知する。</u> <u>2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 7 に定めるところにより排水中の放射性物質濃度を測定し、その結果を埋設技術課長に通知する。</u> <u>3 埋設技術課長は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。</u> <u>4 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</u> <u>5 埋設技術課長は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 廃棄物埋設地の保全</p> <p>(埋設設備の排水の監視) <u>第 26 条 運営課長は、別表 5 に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び埋設技術課長に通知する。</u> <u>2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 6 に定めるところにより排水中の放射性物質濃度を測定し、その結果を埋設技術課長に通知する。</u> <u>3 埋設技術課長は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。</u> <u>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</u> <u>5 埋設技術課長は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</u></p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(埋設設備の修復) <u>第 24 条 土木課長は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u> <u>2 土木課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作</u></p>	<p>(埋設設備の修復) <u>第 27 条 土木課長は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</u> <u>2 土木課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作</u></p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (49/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 修復の目的 (2) 修復対象設備 (3) 修復工程 (4) 修復実施体制 (5) 修復の内容及び保安上必要な措置</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うに<u>あたって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 修復の目的 (2) 修復対象設備 (3) 修復工程 (4) 修復実施体制 (5) 修復の内容及び保安上必要な措置</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うに<u>当たって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	記載の適正化
<p>(埋設設備の修復後の措置)</p> <p>第 <u>25</u> 条 土木課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>2 土木課長は、前条第 2 項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	<p>(埋設設備の修復後の措置)</p> <p>第 <u>28</u> 条 土木課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>2 土木課長は、前条第 2 項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	
<p>(周辺監視区域の地下水の監視)</p> <p>第 <u>26</u> 条 放射線管理課長は、別表 <u>8</u> に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水監視設備において採取する地下水中の放射性物質濃度を測定し、<u>その結果を埋設技術課長に通知する。</u></p> <p><u>2</u> 埋設技術課長は、前項の測定の結果が、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。</p> <p><u>3</u> 土木課長は、別表 <u>9</u> に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>(周辺監視区域の地下水の監視)</p> <p>第 <u>29</u> 条 放射線管理課長は、別表 <u>7</u> に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水監視設備において採取する地下水中の放射性物質濃度を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。</p> <p><u>2</u> 土木課長は、別表 <u>8</u> に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	第 8 条(職務)の放射線管理課長の職務(放射線管理)と整合を図るため修正
<p>(埋設保全区域)</p> <p>第 <u>27</u> 条 埋設保全区域は、別図 <u>4</u> に示す区域とする。</p> <p>ただし、第 <u>17</u> 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 <u>4</u> に示す区域内で設定又は変更することができる。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。</p> <p>(2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類 (2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日 (3) 保安のための注意事項</p> <p>5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。</p>	<p>(埋設保全区域)</p> <p>第 <u>30</u> 条 埋設保全区域は、別図 <u>3</u> に示す区域とする。</p> <p>ただし、第 <u>21</u> 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 <u>3</u> に示す区域内で設定又は変更することができる。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。</p> <p>(2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。</p> <p>(1) 放射性廃棄物の種類 (2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日 (3) 保安のための注意事項</p> <p>5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (50/81)

現 行	変更後	変更理由
<p align="center">第 5 章 放射性廃棄物管理</p>	<p align="center">第 7 章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u> <u>第 31 条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 1 章から記載箇所の変更)</p>
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 28 条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 59 条に基づく記録と照合できる整理番号を付する。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準(埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 32 条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 66 条に基づく記録と照合できる整理番号を付する<u>ほか、保管廃棄前に埋設規則第 19 条に規定されている必要な措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 又は別表 2 の 2 に定める廃棄物受入基準(埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄物の技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、<u>その実施状況を確認した上で</u>固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (埋設規則の改正内容の反映)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (埋設規則の改正内容の反映)</p>
<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 28 条の 2 各課長は、第 32 条に定める管理区域の区域区分のうち、放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域において設置された資材等又は使用した物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>ただし、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするものの対象範囲は、第 31 条第 1 項に示す管理区域において設置された資材等又は使用した物品とする。</p> <p>2 放射線管理課長は前項の承認を行うに<u>あたって</u>は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われたことを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染のないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染のないこと。</p> <p>3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断されたものは、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断していないものとの混在防止の措置を講じる。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 33 条 各課長は、第 38 条に定める管理区域の区域区分のうち、放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域において設置された資材等又は使用した物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>ただし、「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするものの対象範囲は、第 37 条第 1 項に示す管理区域において設置された資材等又は使用した物品とする。</p> <p>2 放射線管理課長は前項の承認を行うに<u>当たって</u>は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われたことを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染のないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染のないこと。</p> <p>3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断されたものは、「放射性廃棄物でない廃棄物」として判断していないものとの混在防止の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (51/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 28 条の 3 放射線管理課長は、別表 1 に定める設備等について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 各課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、第 1 項の設備等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして事業所内で適切に管理する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>対応が完了しているため削除</p>
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第 29 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体(第 23 条第 3 項に該当する場合)</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 10 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 11 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 12 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第 34 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p> <p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体(第 26 条第 3 項に該当する場合)</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 30 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 10 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 11 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 12 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 35 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	
<p>第 6 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 区域管理</p>	<p>第 8 章 放射線管理</p> <p>第 1 節 放射線管理に係る基本方針</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 36 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよ</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第 1 章から記載箇所の変更)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (52/81)

現 行	変更後	変更理由
	<u>う実施する。</u>	
<p>(管理区域)</p> <p>第 <u>31</u> 条 管理区域は、別図 <u>3</u> に示す区域とする。</p> <p>ただし、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所は、一時的に解除することができる。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の解除した区域を元の状態に復帰させる場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>4 放射線管理課長は、第 <u>12</u> 条第 1 項に基づく作業に伴う埋設地の管理区域の設定及び解除の計画について、あらかじめ廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 放射線管理課長は、前項の計画に基づき管理区域の設定を行い、また、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認したうえで解除する。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の結果を廃棄物取扱主任者及び事業部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理課長は、第 1 項及び第 4 項以外の場所であって線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。</p> <p>8 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>9 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>10 放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 2 節 区域管理</u></p> <p>(管理区域)</p> <p>第 <u>37</u> 条 管理区域は、別図 <u>4</u> に示す区域とする。</p> <p>ただし、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所は、一時的に解除することができる。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の解除した区域を元の状態に復帰させる場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>4 放射線管理課長は、第 <u>15</u> 条第 1 項に基づく作業に伴う埋設地の管理区域の設定及び解除の計画について、あらかじめ廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 放射線管理課長は、前項の計画に基づき管理区域の設定を行い、また、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認したうえで解除する。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の結果を廃棄物取扱主任者及び事業部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理課長は、第 1 項及び第 4 項以外の場所であって線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。</p> <p>8 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>9 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>10 放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知する。</p>	記載の適正化
<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第 <u>32</u> 条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第 2 種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域:(第 1 種管理区域)</p>	<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第 <u>38</u> 条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第 2 種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域:(第 1 種管理区域)</p>	
<p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第 <u>33</u> 条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の区域と区分し、人の立入りを制限する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間について 0.5mSv を超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える区域</p>	<p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第 <u>39</u> 条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の区域と区分し、人の立入りを制限する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間について 0.5mSv を超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第 6 条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)が線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える区域</p>	
<p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第 <u>34</u> 条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及</p>	<p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第 <u>40</u> 条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (53/81)

現 行	変更後	変更理由
び喫煙を禁止する措置を講じる。	び喫煙を禁止する措置を講じる。	
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 35 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理課長は、<u>前二項</u>に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第 1 項第 2 号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に<u>あたって</u>、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 13 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 41 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業ごと²に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理課長は、<u>第 2 項及び第 3 項</u>に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第 1 項第 2 号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合は、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に<u>当たって</u>、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 12 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第 36 条 周辺監視区域は、別図 4 に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第 42 条 周辺監視区域は、別図 3 に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	
<p style="text-align: center;">第 2 節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第 37 条 放射線管理課長は、第 35 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第 43 条 放射線管理課長は、第 41 条第 2 項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (54/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 14 に基づいて評価し、別表 14 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 14 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 47 条の 2 第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表 15 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 15 の 2 に基づいて評価し、別表 15 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 13 に基づいて評価し、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 13 の 2 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第 3 項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第 54 条第 1 項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表 14 に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 14 の 2 に基づいて評価し、別表 14 に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	記載の適正化
<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第 38 条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>2 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p>	<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第 44 条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>2 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p>	
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第 39 条 各課長は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の連絡を受けた各課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第 45 条 各課長は、線量告示第 4 条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、汚染を発生させた各課長、又は原因究明に時間を要する場合には設備等の管理担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の連絡を受けた各課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。</p>	
<p>第 3 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 40 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	<p>第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 46 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>	
<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 41 条 放射線管理課長及び運営課長は、別表 17 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表 17 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 47 条 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (55/81)

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 4 節 物品移動の管理</p> <p>(物品の移動) 第 42 条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表 18 に定める値を超えていないことを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 物品移動の管理</p> <p>(物品の移動) 第 48 条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表 17 に定める値を超えていないことを確認する。</p>	
<p>(事業所内の運搬) 第 43 条 各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、<u>運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第 18 条に定める運搬に関する措置を講じる。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	<p>(事業所内において行われる運搬) 第 49 条 各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、<u>次の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。ただし、管理区域内において行う運搬については次の第 1 号及び第 4 号から第 7 号は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 埋設規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u> <u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が埋設規則に定める限度を超えない場合であつて、埋設規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p><u>(3) 埋設規則に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p><u>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p><u>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p><u>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p><u>(7) 運搬物(埋設規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあつては当該コンテナ)及び車両の適当な箇所に埋設規則に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に</u>表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを<u>運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (埋設規則の改正内容反映および運搬に係る事項の記載の充実)</p>
<p>(事業所外への運搬) 第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、<u>標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</u></p> <p>2 <u>前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</u></p>	<p>(事業所外への運搬) 第 50 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、<u>運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。</u></p> <p>3 各課長は、<u>次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。</u></p> <p><u>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p>4 各課長は、<u>前項の運搬において、次の事項(L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。)について放射線管理課長の確認を受ける。</u></p> <p><u>(1) 核燃料輸送物の表面における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (埋設規則の改正内容反映および運搬に係る事項の記載の充実)</p>

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (56/81)

現 行	変更後	変更理由
	<p>(2) <u>核燃料輸送物の表面密度が別表 17 に定める値を超えていないこと。</u></p> <p>(3) <u>核燃料輸送物の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないこと。</u></p>	
<p align="center">第 7 章 非常時等の措置 第 1 節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置) 第 45 条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<p align="center">第 9 章 非常時等の措置 第 1 節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置) 第 51 条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	
<p align="center">第 2 節 非常時の措置に係る事前対策</p> <p>(非常時対策組織) 第 46 条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p align="center">第 2 節 非常時の措置に係る事前対策</p> <p>(非常時対策組織) 第 52 条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	
<p>(非常時要員) 第 47 条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(非常時要員) 第 53 条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	
<p>(緊急作業従事者) 第 47 条の 2 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表 18 の 2 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表 18 の 3 に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者) 第 54 条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表 18 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表 18 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者</p>	
<p>(非常時用器材の整備) 第 48 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>(非常時用器材の整備) 第 55 条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (57/81)

現 行	変更後	変更理由
(通報系統) 第 49 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第 56 条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	
<p style="text-align: center;">第 3 節 初期活動</p> (通報) 第 50 条 第 45 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。	<p style="text-align: center;">第 3 節 初期活動</p> (通報) 第 57 条 第 51 条第 1 項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。	
(応急措置) 第 51 条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。	(応急措置) 第 58 条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。	
<p style="text-align: center;">第 4 節 非常時における活動</p> (非常時体制の発令) 第 52 条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	<p style="text-align: center;">第 4 節 非常時における活動</p> (非常時体制の発令) 第 59 条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	
(非常時対策活動) 第 53 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第 49 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第 37 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	(非常時対策活動) 第 60 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第 56 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第 43 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	
(非常時体制の解除) 第 54 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。	(非常時体制の解除) 第 61 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。	
<p style="text-align: center;">第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 55 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	<p style="text-align: center;">第 5 節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 62 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	
<p style="text-align: center;">第 8 章 保安教育</p> (保安教育) 第 56 条 埋設技術課長は、毎年度、 <u>廃棄物埋設の事業に関する業務を行う社員</u> 及び請負事業者等の保安教育について、別表 19-1 及び別表 19-2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得	<p style="text-align: center;">第 10 章 保安教育</p> (保安教育) 第 63 条 埋設技術課長は、毎年度、 <u>埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等</u> 及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事	記載の適正化

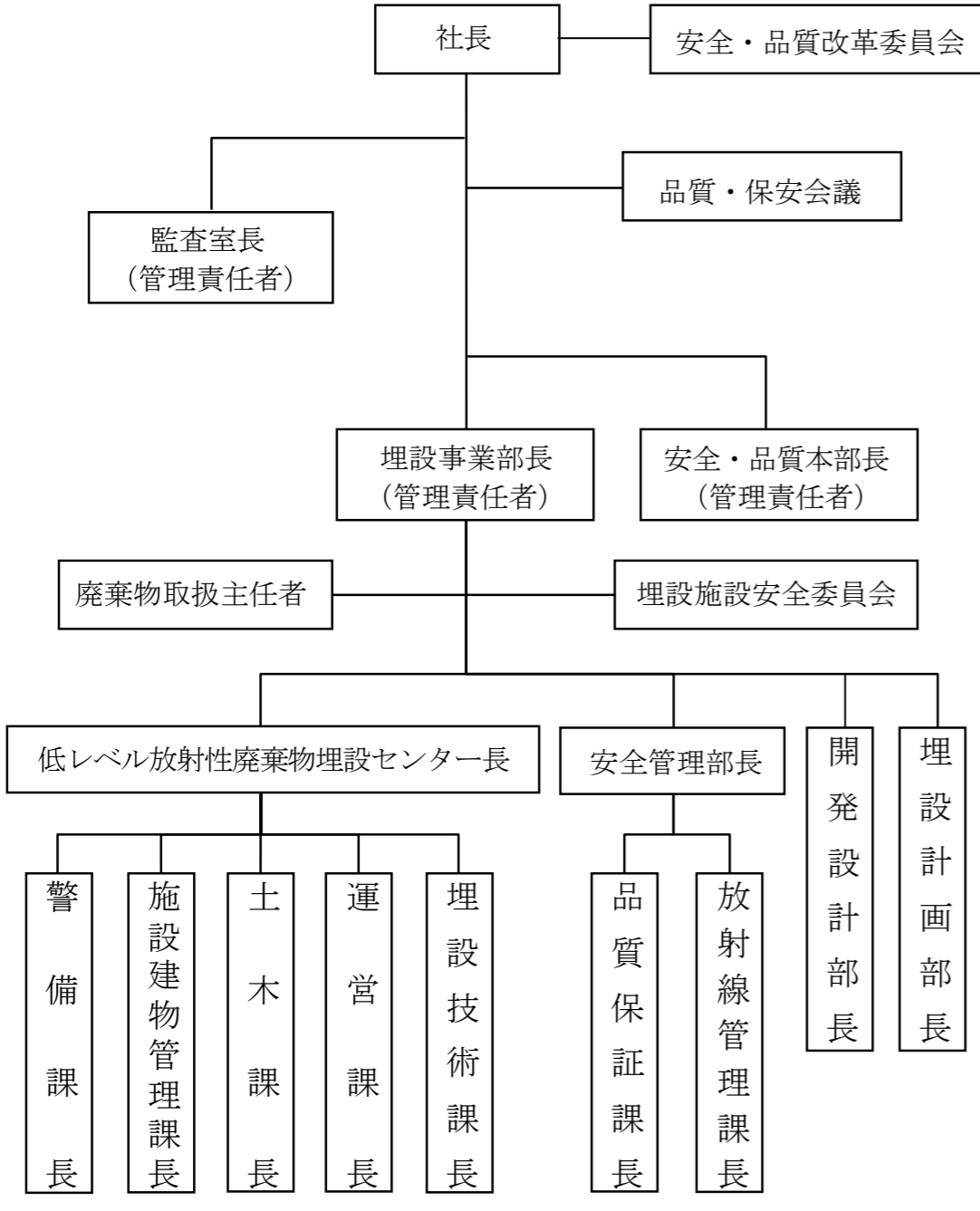
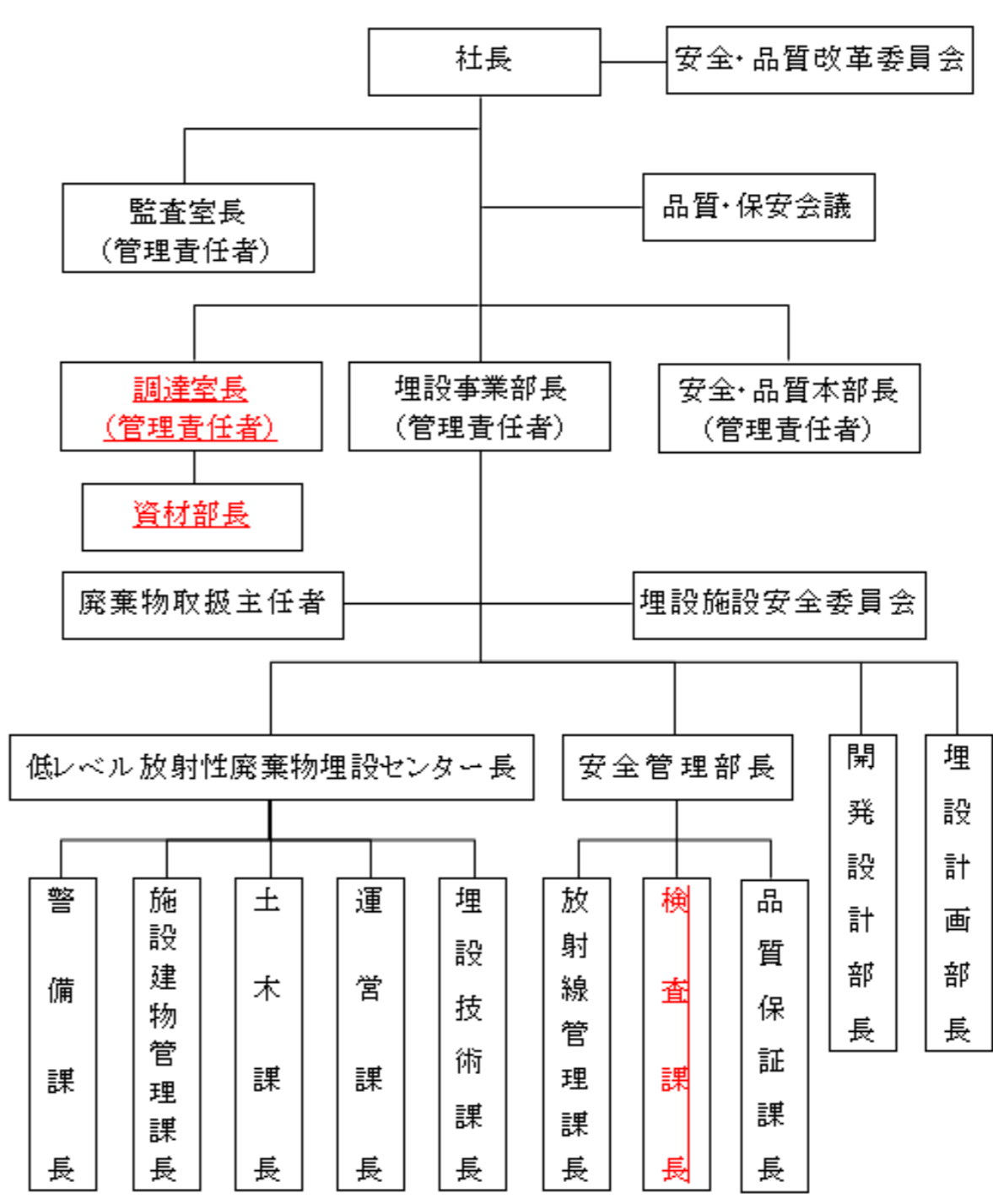
廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (58/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、第1項の計画を定めるに<u>あたって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 埋設技術課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<p>業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、第1項の計画を定めるに<u>当たって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員<u>等</u>及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 埋設技術課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>(非常時訓練)</p> <p>第 <u>57</u> 条 事業部長は、非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。</p>	<p>(非常時訓練)</p> <p>第 <u>64</u> 条 事業部長は、非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。</p>	
<p style="text-align: center;">第 9 章 埋設施設の定期的な評価</p> <p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 <u>58</u> 条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第1項の承認を行うに<u>あたって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第4項の承認を行うに<u>あたって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p style="text-align: center;">第 11 章 埋設施設の定期的な評価</p> <p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 <u>65</u> 条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第1項の承認を行うに<u>当たって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第4項の承認を行うに<u>当たって</u>は、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

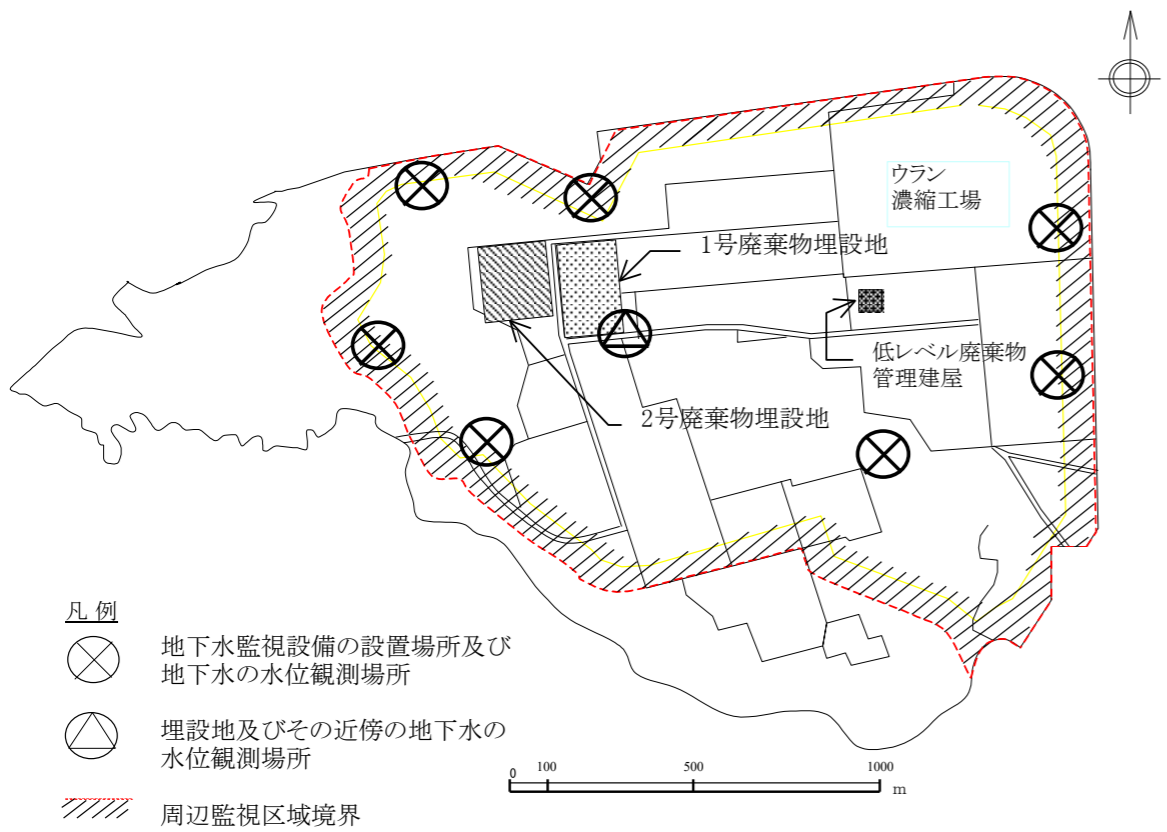

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (59/81)

現 行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 10 章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第 59 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p style="text-align: center;">第 12 章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第 66 条 作成責任者及び保存責任者は、別表 20 に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	
<p>(報告) 第 60 条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。 (1) 線量当量等に異常が認められた場合 (2) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (3) その他、埋設規則第 22 条の 17 に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。 3 第 1 項の報告を受けた事業部長は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	<p>(報告) 第 67 条 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。 (1) 線量当量等に異常が認められた場合 (2) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合 (3) その他、埋設規則第 22 条の 17 に定める事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。 3 第 1 項の報告を受けた事業部長は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	
<p>附 則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、10 日以内に施行する。 2. この規定第 15 条ないし第 17 条で埋設規則第 6 条を適用する場合については、2019 年 12 月 5 日以後最初に行われる法第 51 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019 年 12 月 5 日施行の埋設規則第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。 2. この規定第 19 条ないし第 21 条で埋設規則第 6 条を適用する場合については、2019 年 12 月 5 日以後最初に行われる法第 51 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019 年 12 月 5 日施行の埋設規則第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (60/81)

現 行	変更後	変更理由
 <p>別図1 保安に関する組織(第4条関係)</p>	 <p>別図1 保安に関する組織(第7条関係)</p>	<p>組織改正に伴う追加</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (61/81)

現行	変更後	変更理由
 <p>ただし、所定の地下水監視設備における監視及び所定の地下水の水位観測孔における観測が不可能な場合は、それぞれ当該場所近傍における別の場所により代替させる。</p> <p>別図2 地下水監視設備の設置場所及び地下水の水位観測場所(第26条関係)</p>	 <p>ただし、所定の地下水監視設備における監視及び所定の地下水の水位観測孔における観測が不可能な場合は、それぞれ当該場所近傍における別の場所により代替させる。</p> <p>別図2 地下水監視設備の設置場所及び地下水の水位観測場所(第29条関係)</p>	<p>図の適正化</p>

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (62/81)

現 行	変更後	変更理由
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- 敷地境界 //// 周辺監視区域境界 ● モニタリングポイント <p>排水口</p> <p>0 100 500 1000 m</p>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> --- 敷地境界 //// 周辺監視区域境界 ■■■■ 埋設保全区域 ● モニタリングポイント ★ 気象観測機器 <p>排水口</p> <p>0 100 500 1000 m</p>	<p>変更理由</p> <p>その他記載の適正化 (気象観測機器の追加)</p>
<p>別図 4 埋設保全区域図及び周辺監視区域図(第 27 条、第 36 条関係)</p>	<p>別図 3 埋設保全区域図及び周辺監視区域図(第 30 条、第 42 条関係)</p>	

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (63/81)

現行	変更後	変更理由
<p>ユティリティ設備室 固体廃棄物処理室 払い出しトラック室 検査室 分析室 液体廃棄物処理室 機材置場兼保修室 出入管理室 廃棄体一時貯蔵室 受入れトラック室 受入れトラック室</p> <p>管理区域 (汚染のおそれのない区域) ドア シャッター</p>	<p>ユティリティ設備室 固体廃棄物処理室 払い出しトラック室 検査室 分析室 液体廃棄物処理室 機材置場兼保修室 出入管理室 廃棄体一時貯蔵室 受入れトラック室 受入れトラック室</p> <p>管理区域 (汚染のおそれのない区域) ドア シャッター</p>	
<p>別図 3 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(1/2)(第 31 条関係)</p>	<p>別図 4 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(1/2)(第 37 条関係)</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (64/81)

現行	変更後	変更理由
<p>別図 3 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(2/2)(第 31 条関係)</p>	<p>別図 4 低レベル廃棄物管理建屋 管理区域図(2/2)(第 37 条関係)</p>	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (65/81)

現 行				変更後				変更理由
別表 1 施設の管理及び保守に関する業務の担当課長 (第 3 条の 7 の 3、第 5 条、第 28 条の 3 関係)				別表 1 施設の管理(保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。)に関する業務の 担当課長 (第 8 条関係)				原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (施設管理の導入を踏ま え、職務を見直し)
廃 棄 物 埋 設 施 設	設備等		管理担当課長	設備等		管理担当課長		
	廃棄物 埋設地	埋設設備	土木課長	土木課長	廃棄物 埋設地	埋設設備	土木課長	
		覆土				覆土		
		排水・監視設備	運営課長 土木課長	運営課長 土木課長		排水・監視設備	運営課長 土木課長	
	廃棄物 埋設地の 附属施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	運営課長	廃棄物 埋設地の 附属施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	
		廃棄体検査設備				廃棄体検査設備		
		液体廃棄物処理設備				液体廃棄物処理設備		
		固体廃棄物処理設備				固体廃棄物処理設備		
		放射線監視・測定設備(排 気用モニタ、エリアモニタ)	放射線管理課長	放射線管理課長		放射線監視・測定設備(排気用モニタ、 エリアモニタ)	放射線管理課長	
上記以外の放射線管理施 設(モニタリングポイント、線 量当量率サーベイメータ 等)		上記以外の放射線管理施設(モニタリ ングポイント、線量当量率サーベイメー タ等)						
換気空調設備	運営課長	運営課長	換気空調設備	運営課長				
低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長	施設建物管理課長	低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長				
別表 1 の 2 品質マネジメントシステムの運用におけるグレード分けの適用 (第 3 条の 5 関係)				(削除)				原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の 制定に伴う変更) グレード分けは組織が必 要と決定した社内文書に 定める
分類	安全上の重要な施設の 安全機能*1	その他設備*2		その他設備の 安全機能*3	その他設備			
設備	該当なし	廃棄体取扱い設備の 安全機能及び埋設設 備の閉じ込めの機能		別表 1 の設備等(その 他設備の安全機能を除 く)				
*1:核燃料施設安全審査基本指針に定める安全上重要な施設の安全機能								
*2:*1 以外の設備								
*3:事業許可申請書に記載している事故時評価に関する設備の安全機能								

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (66/81)

現 行		変更後		変更理由
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	
別表 2 1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第 14 条、第 28 条関係)		別表 2 1号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第 17 条、第 32 条関係)		記載の適正化
1.固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	1.固型化の方法	放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	
(1)固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207(1990)に定める石油アスファルトで針入度が 100 以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「不飽和ポリエステル樹脂」)	(1)固型化材料	次のいずれかであること。 イ JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメント ロ JIS K 2207(1990)に定める石油アスファルトで針入度が 100 以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト ハ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「不飽和ポリエステル樹脂」)	
(2)容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(0.5ton の廃棄体を 8 段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2)容器	埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(0.5ton の廃棄体を 8 段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう、JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	
(3)一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が 1,470kPa 以上であること。	(3)一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の一軸圧縮強度が 1,470kPa 以上であること。	
(4)配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ 50%以上又は 30%以上となるようにすること。	(4)配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、廃棄体中の固型化材料の重量が廃棄体の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ 50%以上又は 30%以上となるようにすること。	
(5)硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の JIS K 7215 に定める方法により測定した硬さ値が 25 以上であること。	(5)硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の JIS K 7215 に定める方法により測定した硬さ値が 25 以上であること。	
(6)練り混ぜ・混合	固型化に あたって は、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。	(6)練り混ぜ・混合	固型化に 当たって は、試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。	
(7)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で 30%(固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約 25cm)を超えないこと	(7)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で 30%(固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約 25cm)を超えないこと	
2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表 2 の 3 に示す 1 号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表 2 の 3 に示す 1 号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。	3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (67/81)

現 行		変更後		変更理由
	(1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²		(1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	
4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	
5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2)容器」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 6 号への適合性が確認されたものであること。	5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法 (2)容器」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 6 号への適合性が確認されたものであること。	
6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 7 号への適合性が確認されたものであること。	6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 7 号への適合性が確認されたものであること。	
7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	
8.固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後 6 ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	8.固型化後の経過期間	受入れ時までに固型化後 6 ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	
9.表面線量当量率	10mSv/h を超えないこと。	9.表面線量当量率	10mSv/h を超えないこと。	
10.廃棄体重量	0.5ton/本を超えないこと。	10.廃棄体重量	0.5ton/本を超えないこと。	
11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (68/81)

現 行		変更後		変更理由
別表 2 の 2 号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第 14 条、第 28 条関係)		別表 2 の 2 号廃棄体に係る廃棄物受入基準 (第 17 条、第 32 条関係)		
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	
1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1ton の廃棄体を 9 段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1ton の廃棄体を 9 段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	
(1)固型化材料	JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	(1)固型化材料	JIS R 5210(1992)若しくは JIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	
(2)容器	JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2)容器	JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	
(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を 30mm 以上確保してあること。	(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を 30mm 以上確保してあること。	
(4)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で 10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約 8cm)を超えないこと	(4)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で 10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約 8cm)を超えないこと	
2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表 2 の 3 に示す 2 号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表 2 の 3 に示す 2 号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm ²	
4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (69/81)

現 行		変更後		変更理由		
5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 6 号への適合性が確認されたものであること。	5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 6 号への適合性が確認されたものであること。			
6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 7 号への適合性が確認されたものであること。	6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第 8 条第 2 項第 7 号への適合性が確認されたものであること。			
7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。	7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されてあること。			
8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後 6 ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後 6 ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)			
9.表面線量当量率	10mSv/h を超えないこと。	9.表面線量当量率	10mSv/h を超えないこと。			
10.廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。	10.廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。			
11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形			
別表 2 の 3 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第 14 条、第 28 条関係)		別表 2 の 3 事業許可申請書に記載した最大放射能濃度(第 17 条、第 32 条関係)				
核種名	1 号廃棄体 [Bq/ton]	2 号廃棄体 [Bq/ton]	核種名		1 号廃棄体 [Bq/ton]	2 号廃棄体 [Bq/ton]
トリチウム	3.07×10 ¹¹	1.22×10 ¹²	トリチウム		3.07×10 ¹¹	1.22×10 ¹²
炭素 14	8.51×10 ⁹	3.37×10 ¹⁰	炭素 14		8.51×10 ⁹	3.37×10 ¹⁰
コバルト 60	2.78×10 ¹²	1.11×10 ¹³	コバルト 60	2.78×10 ¹²	1.11×10 ¹³	
ニッケル 59	8.88×10 ⁹	8.88×10 ⁹	ニッケル 59	8.88×10 ⁹	8.88×10 ⁹	
ニッケル 63	1.11×10 ¹²	1.11×10 ¹²	ニッケル 63	1.11×10 ¹²	1.11×10 ¹²	
ストロンチウム 90	1.67×10 ¹⁰	6.66×10 ¹⁰	ストロンチウム 90	1.67×10 ¹⁰	6.66×10 ¹⁰	
ニオブ 94	8.51×10 ⁷	3.33×10 ⁸	ニオブ 94	8.51×10 ⁷	3.33×10 ⁸	
テクネチウム 99	1.85×10 ⁷	7.40×10 ⁷	テクネチウム 99	1.85×10 ⁷	7.40×10 ⁷	
ヨウ素 129	2.78×10 ⁵	1.11×10 ⁶	ヨウ素 129	2.78×10 ⁵	1.11×10 ⁶	
セシウム 137	1.04×10 ¹¹	4.07×10 ¹¹	セシウム 137	1.04×10 ¹¹	4.07×10 ¹¹	
アルファ線を放出する放射性物質	5.55×10 ⁸	5.55×10 ⁸	アルファ線を放出する放射性物質	5.55×10 ⁸	5.55×10 ⁸	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (70/81)

現 行			変更後			変更理由
別表 3 吊り上げ高さの制限(第 15 条関係)			別表 3 吊り上げ高さの制限(第 19 条関係)			
	1号埋設クレーン	2号埋設クレーン		1号埋設クレーン	2号埋設クレーン	
吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満	吊り上げ高さの制限	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:7m未満	廃棄体下端から底版部ポーラスコンクリート層の上面まで:8m未満	
別表 4 覆土厚さ等(第 17 条関係)			別表 4 覆土厚さ等(第 21 条関係)			
	1号	2号		1号	2号	
覆土厚さ	埋設設備上面から地表面まで6m以上	埋設設備上面から11m以上	覆土厚さ	埋設設備上面から地表面まで6m以上	埋設設備上面から11m以上	
覆土のうちベントナイト混合土の厚さ	埋設設備地盤から埋設設備上面2mまで	埋設設備上面及び側面から2mまで	覆土のうちベントナイト混合土の厚さ	埋設設備地盤から埋設設備上面2mまで	埋設設備上面及び側面から2mまで	
別表 5 巡視・点検を行う設備等(第 18 条関係)			(削除)			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(巡視・点検の条項削除に伴う別表の削除)
対象設備	巡視・点検項目	責任箇所				
(1) 埋設設備 (2) 覆土	目視により欠陥の有無を確認する。	土木課長				
(3) 排水・監視設備 (4) 廃棄体取扱い設備 (5) 廃棄体検査設備 (6) 液体廃棄物処理設備 (7) 固体廃棄物処理設備 (8) 放射線監視・測定設備 (排気用モニタ、エアモニタ) (9) 換気空調設備 (10) 低レベル廃棄物管理建屋	目視により当該設備の異常の有無を確認する。 ただし、休止中の設備については、巡視・点検を省略できるものとするが、使用前に異常のないことを確認する。	運営課長				
ただし、施工中の施設及び覆土が施工された後の埋設設備は除く。						
別表 6 排水・監視設備における排水の状況の監視頻度(第 23 条関係)			別表 5 排水・監視設備における排水の状況の監視頻度(第 26 条関係)			
監視頻度	1回/週		監視頻度	1回/週		
ただし、この監視は廃棄体を定置した埋設設備から実施する。			ただし、この監視は廃棄体を定置した埋設設備から実施する。			
別表 7 排水・監視設備における排水の測定対象核種と測定頻度(第 23 条関係)			別表 6 排水・監視設備における排水の測定対象核種と測定頻度(第 26 条関係)			
測定核種	測定頻度		測定核種	測定頻度		
トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1回/3月		トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1回/3月		
ただし、測定に必要な所定量の排水がない場合はこの限りでない。			ただし、測定に必要な所定量の排水がない場合はこの限りでない。			
別表 8 地下水監視設備における地下水の測定対象核種と測定頻度(第 26 条関係)			別表 7 地下水監視設備における地下水の測定対象核種と測定頻度(第 29 条関係)			
測定核種	測定頻度		測定核種	測定頻度		
トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1回/月		トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1回/月		

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (71/81)

現 行			変更後			変更理由
別表 9 地下水の水位の観測頻度(第 26 条関係)			別表 8 地下水の水位の観測頻度(第 29 条関係)			
観測頻度	1 回/月		観測頻度	1 回/月		
ただし、この観測は廃棄物埋設地及びその近傍の地下水の水位観測場所においては覆土完了後に実施する。			ただし、この観測は廃棄物埋設地及びその近傍の地下水の水位観測場所においては覆土完了後に実施する。			
別表 10 放射性廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値(第 29 条、第 30 条関係)			別表 9 放射性廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値(第 34 条、第 35 条関係)			
項 目	核 種	管理目標値 (3ヶ月平均濃度)	項 目	核 種	管理目標値 (3ヶ月平均濃度)	
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム	6×10^0 Bq/cm ³	サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム	6×10^0 Bq/cm ³	
	コバルト 60	1×10^{-2} Bq/cm ³		コバルト 60	1×10^{-2} Bq/cm ³	
	セシウム 137	7×10^{-3} Bq/cm ³		セシウム 137	7×10^{-3} Bq/cm ³	
排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム	5×10^{-4} Bq/cm ³	排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム	5×10^{-4} Bq/cm ³	
	コバルト 60	3×10^{-7} Bq/cm ³		コバルト 60	3×10^{-7} Bq/cm ³	
	セシウム 137	1×10^{-6} Bq/cm ³		セシウム 137	1×10^{-6} Bq/cm ³	
別表 11 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 29 条、第 30 条関係)			別表 10 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 34 条、第 35 条関係)			
測定項目	測定核種	測定頻度	測定項目	測定核種	測定頻度	
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	放出の都度	サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	放出の都度	
排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1 回/週	排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1 回/週	
別表 12 放出管理用計測器の種類等(第 29 条、第 30 条関係)			別表 11 放出管理用計測器の種類等(第 34 条、第 35 条関係)			
区分	種類	設置場所	区分	種類	設置場所	
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	低レベル廃棄物管理建屋	放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	低レベル廃棄物管理建屋	
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ 放射能測定装置*	低レベル廃棄物管理建屋	放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ 放射能測定装置*	低レベル廃棄物管理建屋	
*:放射性液体廃棄物放出管理用と共用。			*:放射性液体廃棄物放出管理用と共用。			
別表 13 身体及び身体に着用している物の表面密度(第 35 条関係)			別表 12 身体及び身体に着用している物の表面密度(第 41 条関係)			
区 分	表面密度		区 分	表面密度		
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²		アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²		
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²		アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²		

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (72/81)

現 行		変 更 後		変 更 理 由																					
別表 14 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第 37 条関係)		別表 13 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度(第 43 条関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2</td> <td>1 回/3 月*3 (本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回/月*4)</td> </tr> <tr> <td>等価線量*1</td> <td>その他、放射線管理課長が必要と認めた都度</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	評価頻度	実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2	1 回/3 月*3 (本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回/月*4)	等価線量*1	その他、放射線管理課長が必要と認めた都度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2</td> <td>1 回/3 月*3 (本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回/月*4)</td> </tr> <tr> <td>等価線量*1</td> <td>その他、放射線管理課長が必要と認めた都度</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	評価頻度	実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2	1 回/3 月*3 (本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回/月*4)	等価線量*1	その他、放射線管理課長が必要と認めた都度												
項 目	評価頻度																								
実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2	1 回/3 月*3 (本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回/月*4)																								
等価線量*1	その他、放射線管理課長が必要と認めた都度																								
項 目	評価頻度																								
実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2	1 回/3 月*3 (本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間 1 回/月*4)																								
等価線量*1	その他、放射線管理課長が必要と認めた都度																								
*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。 *2:ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。 *3:4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間 *4:毎月 1 日を始期とする 1 月間		*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。 *2:ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。 *3:4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間 *4:毎月 1 日を始期とする 1 月間																							
別表 14 の 2 放射線業務従事者の線量限度(第 37 条関係)		別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度(第 43 条関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100mSv/5 年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記 1.及び 2.に定めるほか、5mSv/3 月*4 4. 妊娠中である女子:上記 1.及び 2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv</td> <td>150mSv/年</td> <td>500mSv/年</td> <td>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv</td> </tr> </tbody> </table>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100mSv/5 年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記 1.及び 2.に定めるほか、5mSv/3 月*4 4. 妊娠中である女子:上記 1.及び 2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100mSv/5 年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記 1.及び 2.に定めるほか、5mSv/3 月*4 4. 妊娠中である女子:上記 1.及び 2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv</td> <td>150mSv/年</td> <td>500mSv/年</td> <td>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv</td> </tr> </tbody> </table>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面	1. 100mSv/5 年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記 1.及び 2.に定めるほか、5mSv/3 月*4 4. 妊娠中である女子:上記 1.及び 2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv		
実効線量限度		等価線量限度																							
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面																						
1. 100mSv/5 年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記 1.及び 2.に定めるほか、5mSv/3 月*4 4. 妊娠中である女子:上記 1.及び 2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv																						
実効線量限度	等価線量限度																								
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面																						
1. 100mSv/5 年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記 1.及び 2.に定めるほか、5mSv/3 月*4 4. 妊娠中である女子:上記 1.及び 2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv																						
*1:平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間 *2:4 月 1 日を始期とする 1 年間 *3:妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中 4.に該当するものを除く。 *4:4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間		*1:平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間 *2:4 月 1 日を始期とする 1 年間 *3:妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中 4.に該当するものを除く。 *4:4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間																							
別表 15 緊急作業従事者の線量限度*1 (第 37 条関係)		別表 14 緊急作業従事者の線量限度*1 (第 43 条関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="2">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100mSv 2. 250mSv*2</td> <td>300mSv</td> <td>1Sv</td> </tr> </tbody> </table>	実効線量限度	等価線量限度		眼の水晶体	皮膚	1. 100mSv 2. 250mSv*2	300mSv	1Sv	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="2">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100mSv 2. 250mSv*2</td> <td>300mSv</td> <td>1Sv</td> </tr> </tbody> </table>	実効線量限度	等価線量限度		眼の水晶体	皮膚	1. 100mSv 2. 250mSv*2	300mSv	1Sv								
実効線量限度		等価線量限度																							
	眼の水晶体	皮膚																							
1. 100mSv 2. 250mSv*2	300mSv	1Sv																							
実効線量限度	等価線量限度																								
	眼の水晶体	皮膚																							
1. 100mSv 2. 250mSv*2	300mSv	1Sv																							
*1:緊急作業に従事する期間中の線量限度 *2:第 1 項の実効線量限度にかかわらず、線量告示第 7 条第 2 項に定める事象が発生した場合の線量限度		*1:緊急作業に従事する期間中の線量限度 *2:第 1 項の実効線量限度にかかわらず、線量告示第 7 条第 2 項に定める事象が発生した場合の線量限度																							
別表 15 の 2 緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度*1(第 37 条関係)		別表 14 の 2 緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度*1(第 43 条関係)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量*2 ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量</td> <td>1 回/月*3</td> </tr> <tr> <td>等価線量*2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	評価頻度	実効線量*2 ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量	1 回/月*3	等価線量*2		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量*2 ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量</td> <td>1 回/月*3</td> </tr> <tr> <td>等価線量*2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	評価頻度	実効線量*2 ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量	1 回/月*3	等価線量*2													
項 目	評価頻度																								
実効線量*2 ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量	1 回/月*3																								
等価線量*2																									
項 目	評価頻度																								
実効線量*2 ・外部被ばくによる線量 ・内部被ばくによる線量	1 回/月*3																								
等価線量*2																									
*1:緊急作業に従事する期間中の評価頻度		*1:緊急作業に従事する期間中の評価頻度																							

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (73/81)

現 行				変更後				変更理由
*2:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。 *3:毎月 1 日を始期とする 1 月間				*2:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。 *3:毎月 1 日を始期とする 1 月間				
別表 16 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第 40 条関係)				別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第 46 条関係)				
測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	
管理区域:汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週	放射線管理課長	管理区域:汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週	放射線管理課長	
管理区域:汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量*1	1 回/週						
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1 回/週						
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1 回/3 月*2						
*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。 *2:3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日を始期とする各 3 月間				*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。 *2:3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日を始期とする各 3 月間				
別表 17 放射線測定器類(第 41 条関係)				別表 16 放射線測定器類(第 47 条関係)				
測定器名	数量	点検責任者		測定器名	数量	点検責任者		
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ ・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ ・ダストサンプラ ・放射能測定装置 ・積算線量計用測定装置	6 台 4 台 2 台 4 台 2 台	放射線管理課長		・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ ・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ ・ダストサンプラ ・放射能測定装置 ・積算線量計 ・個人線量計(警報付電子線量計) ・気象観測機器 雨雪量計	6 台 4 台 2 台 4 台 1 式 1 式 1 式	放射線管理課長		機器の更新を反映 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (個人線量計を管理の対 象に追加) 気象観測機器の追加
・排気用モニタ ・エアモニタ	1 台 5 台	運営課長		・排気用モニタ ・エアモニタ	1 台 5 台	運営課長		
別表 18 物品等の移動に係る基準 (第 42 条、第 43 条、第 44 条関係)				別表 17 物品等の移動に係る基準 (第 48 条、第 49 条、第 50 条関係)				
項 目	基 準 値			項 目	基 準 値			
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4Bq/cm ²			表面密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4Bq/cm ²			
表面における線量当量率	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、10mSv/h 以下であって、当該承認を受けた特別措置の値			表面における線量当量率	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、10mSv/h 以下であって、当該承認を受けた特別措置の値			
表面から 1mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、当該承認を受けた特別措置の値			表面から 1mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は、当該承認を受けた特別措置の値			

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (74/81)

現 行						変更後						変更理由	
別表 18 の 2 緊急作業についての教育(第 47 条の 2 関係)						別表 18 緊急作業についての教育(第 54 条関係)							
教育項目		時間				教育項目		時間					
緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)		180 分以上				緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)		180 分以上					
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識		60 分以上				電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識		60 分以上					
別表 18 の 3 緊急作業についての訓練(第 47 条の 2 関係)						別表 18 の 2 緊急作業についての訓練(第 54 条関係)							
訓練項目		時間				訓練項目		時間					
緊急作業の方法		180 分以上				緊急作業の方法		180 分以上					
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1		180 分以上				緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1		180 分以上					
*1:兼用できる訓練 ・第 57 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練						*1:兼用できる訓練 ・第 64 条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練							
別表 19-1 保安教育の実施方針(社員)(第 56 条関係)						別表 19 保安教育の実施方針(社員等)(第 63 条関係)						記載の適正化	
対象者の区分	操作員	土木課員	管理区域内 作業を行う者	その他の者	再教育 の頻度	対象者の区分	操作員	土木課員	管理区域内 作業を行う者	その他の者	再教育 の頻度		
保安教育項目	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと(120 分以上)				1 回/年	保安教育項目	関係法令及び保安規定の遵守に関する こと(120 分以上)				1 回/年		
廃棄物埋設施設の 構造、性能及び操作 に関すること (右記内容全体で 120 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定(事業許可申請書等に関することを含む)全般、解説及び運用等					廃棄物埋設施設の 構造、性能及び操作 に関すること (右記内容全体で 120 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定(事業許可申請書等に関することを含む)全般、解説及び運用等				1 回/年		
	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること(異常事象内容と対応体制等)		対象外				廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること(異常事象内容と対応体制等)				改正の都度	保安教育の改正教育の 明確化	
	巡視及び点検に関すること		対象外				巡視及び点検に関すること		対象外			1 回/3 年	
	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外				運転、操作上の留意事項に関すること		対象外			1 回/3 年	
異常時の応急措置に関すること(運転監視・操作手順等)		対象外			異常時の応急措置に関すること(運転監視・操作手順等)		対象外			1 回/3 年			
放射線管理に関する こと(240 分以上、た だし、実務知識につ いては 60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用 방법에係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること		対象外			放射線管理に関する こと(240 分以上、た だし、実務知識につ いては 60 分以上)		放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用 방법에係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること		対象外		-	
放射線防護及び放射線管理に係る実務知識		対象外			放射線防護及び放射線管理に係る実務知識		対象外			1 回/年			
核燃料物質及び 核燃料物質によっ て汚染された物の 取扱いに関するこ と (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄物の種類及び性状に関すること		対象外			核燃料物質及び 核燃料物質によっ て汚染された物の 取扱いに関するこ と (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄物の種類及び性状に関すること		対象外			1 回/3 年	
	廃棄体の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること		対象外				廃棄体の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関すること、異常時の応急措置に関すること		対象外			1 回/3 年	
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項		対象外				廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項		対象外			-	
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識		対象外				廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識		対象外			1 回/年	
非常の場合に採る べき処置に関する	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能(他の教育項目に含まれる事項を除く)(非常時要員)				1 回/年	非常の場合に <u>講ず</u> べき処置に関する	非常時対策活動を円滑に実施するための知識及び技能(他の教育項目に含まれる事項を除く)(非常時要員)				1 回/年	記載の適正化	

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (75/81)

現 行			変 更 後			変 更 理 由
こと (各 60 分以上)	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (非常時要員以外の者)	1 回/3 年	こと (各 60 分以上)	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等 (非常時要員以外の者)	1 回/3 年	
1. 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。 2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。 3. 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に採るべき処置に関すること」を実施する。			1. 新規配属等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。 2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。 3. 非常時要員については、「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」及び「非常の場合に <u>講ず</u> べき処置に関すること」を実施する。 4. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに <u>当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。</u>			記載の適正化 保安教育の改正教育の明確化
別表 19-2 保安教育の実施方針(請負事業者等)(第 56 条関係)			別表19の2 保安教育の実施方針(請負事業者等)(第63条関係)			記載の適正化
対象者の区分 保安教育項目	操作に係る作業を行う請負事業者等	土木作業関係の請負事業者等	管理区域内作業を行う請負事業者等	その他の請負事業者等	再教育の頻度	
関係法令及び保安規定の遵守に関する こと (120 分以上)	原子炉等規制法、その関係法令及び廃棄物埋設施設保安規定(事業許可申請書等に関することを含む)全般、解説及び運用等				1 回/年	
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関する こと (右記内容全体で 120 分以上)	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること(異常事象内容と対応体制等)		対象外		1 回/3 年	
	運転、操作上の留意事項に関する こと *1	対象外			1 回/3 年	
	異常時の応急措置に関する こと(運転監視・操作手順等)	対象外			1 回/3 年	
放射線管理に関する こと (240 分以上、ただし、実務知識については 60 分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量率等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、放射線測定及び放射線防護、管理区域内での遵守事項、保護具の使用方法に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること*2		対象外		1 回/3 年	
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識*2		対象外		1 回/年	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する こと (右記内容全体で 60 分以上)	廃棄物の種類及び性状等に関する こと		対象外		1 回/3 年	
	廃棄物の運搬、貯蔵、廃棄の作業に関する こと、異常時の応急措置に関する こと		対象外		1 回/3 年	
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎知識、異常時の応急措置に係る事項*2		対象外		1 回/3 年	
	廃棄物埋設施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務知識*2		対象外		1 回/3 年	
非常の場合に <u>採る</u> べき 処置に関する こと (60 分以上)	非常時対策活動に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等				1 回/3 年	
1. 新規入所等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。 2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。 3. *1 を付した教育以外の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に教育を実施させる。			1. 新規入所等に伴う教育を実施する場合は、入所時教育として対象者の区分に応じ必要となる保安教育項目を実施する。 2. 「廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること」及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」の教育時間の配分については業務内容に応じて実施する。 3. *1 を付した教育以外の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に教育を実施させる。			記載の適正化

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (76/81)

現 行						変 更 後						変更理由
4. 土木作業関係の請負事業者等のうち、管理区域内作業を行わない者は、*2を付した教育を実施する必要はない。						4. 土木作業関係の請負事業者等のうち、管理区域内作業を行わない者は、*2を付した教育を実施する必要はない。 5. この規定の改正内容に係る教育(改正教育)については、埋設事業の保安に関する業務を開始するに当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容による。						保安教育の改正教育の明確化
別表 20 保安活動に関する記録 (第 3 条の 5 の 2、第 59 条関係) 1. 埋設規則第 13 条に基づく記録						別表 20 保安活動に関する記録 (第 66 条関係) 1. 埋設規則第 13 条に基づく記録						組織改正に伴う追加 組織改正に伴う追加 補正後第 29 条(周辺監視区域の地下水の監視)の変更に伴う変更
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	
(1)第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	埋設技術課長、運営課長及び土木課長	埋設技術課長、運営課長及び土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	(1)第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 6 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	確認の都度	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	検査課長、埋設技術課長、運営課長及び土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	
	ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		運営課長	運営課長			ロ 法第 51 条の 6 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果		検査課長、運営課長	検査課長、運営課長		
	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長			ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長		
(2)放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10 年間	(2)放射線管理記録*1	イ 放射性廃棄物の排気口及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	10 年間	
	ロ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空气中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回					放射線管理課長	放射線管理課長				ロ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空气中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 月間(すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては 1 週間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月 1 回(1 週間の線量当量にあつては毎週 1 回)	放射線管理課長	埋設技術課長及び放射線管理課長			線量当量にあつては 10 年間、地下水中の放射性物質の濃度にあつては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る 1 月間(すべての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては 1 週間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度	毎月 1 回(1 週間の線量当量にあつては毎週 1 回)	放射線管理課長		放射線管理課長

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (77/81)

現 行						変 更 後						変 更 理 由
	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間		ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
②放射線管理記録*1	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②放射線管理記録*1	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る)	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	
	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度					放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度				
	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時					ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時				
	チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間		チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間	
	リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間		リ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度					ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合にはその方法	封入又は固型化の都度				

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (78/81)

現 行						変 更 後						変 更 理 由	
	ル 放射性物質による汚染の広がり の防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1 年間		ル 放射性物質による汚染の広がり の防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	防止及び除去を行った課長	防止及び除去を行った課長	1 年間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (埋設規則の改正内容の反映)	
(3)警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1 年間	(3)警報装置から発せられた警報の内容	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）のレベルに関する警報	その都度	運営課長	運営課長	1 年間		
(4)保守記録	イ <u>廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びに</u> その担当者の氏名	<u>巡視及び点検</u> の都度	<u>巡視及び点検</u> を行った課長	<u>巡視及び点検</u> を行った課長	<u>1 年間</u>	(4) <u>廃棄物埋設施設の施設管理に係る</u> 記録	イ <u>施設管理の実施状況及び</u> その担当者の氏名	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理</u> を行った課長	<u>施設管理</u> を行った課長	<u>施設管理</u> を行った課長		<u>施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあっては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間）</u>
	ロ <u>廃棄物埋設施設の修理の状況及び</u> その担当者の氏名	<u>修理</u> の都度	<u>修理</u> を行った課長	<u>修理</u> を行った課長	<u>1 年間（廃棄物埋設地に係る場合にあっては、法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間）</u>		ロ <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及び</u> その評価の担当者の氏名	<u>評価</u> の都度	<u>評価</u> を行った各職位の者	<u>評価</u> を行った各職位の者	<u>評価</u> を行った各職位の者		<u>評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改正までの期間</u>
(5)廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の <u>時</u>	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	(5)廃棄物埋設施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の <u>日時</u>	その都度	事故記録を作成した課長	事故記録を作成した課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (埋設規則の改正内容の反映)
	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置						ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置						
	ハ 事故の原因						ハ 事故の原因						
	ニ 事故後の処置						ニ 事故後の処置						
(6)降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1 年間	(6)降雨記録	イ 降雨量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	1 年間		
	ロ 1 月間についての積算降雨量	毎月 1 回					ロ 1 月間についての積算降雨量	毎月 1 回					
(7)地下水の水位	地下水の水位	毎月 1 回	土木課長	土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項にお	(7)地下水の水位	地下水の水位	毎月 1 回	土木課長	土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項にお		

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (79/81)

現 行						変 更 後						変 更 理 由
(8) 法第 51 条の 18 第 1 項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	いて準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	(8) 法第 51 条の 18 第 1 項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	いて準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(埋設規則の改正内容の反映)
(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3 年間	(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画	その都度	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3 年間	
	ロ 保安教育の実施日時及び項目	教育を実施したとき					教育を実施したとき					
	ハ 保安教育を受けた者の氏名						保安教育を受けた者の氏名					
(10) 埋設規則第 13 条の 3 の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	イ 品質保証計画に関する文書	文書の作成又は変更の都度			文書の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間	(10) 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間		
	① 文書の管理に関する規定		監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長	監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長								
	② 記録の管理に関する規定		監査室長	監査室長								
	③ 内部監査に関する規定		監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長	監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長								
	④ 不適合管理に関する規定											
	⑤ 是正処置に関する規定											
	⑥ 予防処置に関する規定											
	ロ 品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	記録の作成の都度			記録の作成後 5 年が経過するまでの期間							
	① マネジメントレビューの結果の記録		安全・品質本部長	安全・品質本部長								
	② 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録		監査室長、安全・品質本部長、埋設計画部長、開発設計部長及び記録を作成した各課長	監査室長、安全・品質本部長、埋設計画部長、開発設計部長及び記録を作成した各課長								
③ 業務・埋設施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	埋設計画部長、開発設計部長及び記録を作成した各課長		埋設計画部長、開発設計部長及び記録を作成した各課長									
④ 業務・埋設施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録												

廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表 (80/81)

現 行					変更後	変更理由
⑤埋施設の要求事項に関連する設計・開発へのイグットの記録						
⑥設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録						
⑦設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録			開発設計部長及び保修担当課長	開発設計部長及び保修担当課長		
⑧設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録						
⑨設計・開発の変更の記録						
⑩設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録						
⑪供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録			開発設計部長及び記録を作成した各課長	開発設計部長及び記録を作成した各課長		
⑫プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録						
⑬業務・埋施設に関するトレーサビリティの記録						
⑭組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録			記録を作成した各課長	記録を作成した各課長		
⑮校正又は検証に用いた基準の記録						
⑯測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録						
⑰校正及び検証の結果の記録	記録の作成の都度				記録の作成後5年が経過するまでの期間	
⑱内部監査の結果の記録			監査室長	監査室長		
⑲合否判定基準への適合の記録			記録を作成した各課長	記録を作成した各課長		
⑳不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録						
㉑是正処置の結果の記録			監査室長、安全・品質本部長、埋設計画部長、開発設計部長及び記録を作成した各課長	監査室長、安全・品質本部長及び品質保証課長		
㉒予防処置の結果の記録						

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (81/81)

現 行						変 更 後						変 更 理 由
(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果	イ 定期的な評価の結果	評価の都度	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
	ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者			ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者		
*1:線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。 *2:保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。						*1:線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。 *2:保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。						
2. その他の記録						(削除)						「1. 埋設規則第13条に基づく記録」に含まれるため削除
<u>記録事項</u>	<u>記録すべき場合</u>	<u>作成責任者</u>	<u>保存責任者*</u>	<u>保存期間</u>								
(1)管理区域の設定、解除の状況	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	同一事項に関する次の設定又は変更の時まで								
(2)埋設保全区域の設定、変更の状況		運営課長	運営課長									
(3)第12条第1項に基づく廃棄物埋設計画	作成の都度	埋設計画部長	埋設計画部長									
(4)第15条第2項の検査結果	検査の都度	運営課長	運営課長	当該埋設設備定置完了まで								
(5)第44条に基づき採った措置	運搬の都度	運搬を行った課長	運搬を行った課長	1年間								
(6)第9条に基づく品質・保安会議の議事録	会議開催の都度	品質・保安会議議長	安全・品質本部長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間								
(7)第12条に基づく埋設施設安全委員会の議事録		埋設施設安全委員会委員長	埋設技術課長									
(8)第10条の2に基づく安全・品質改革委員会の議事録		安全・品質改革委員会委員長	安全・品質本部長									
(9)埋設記録	埋設の都度	土木課長	土木課長									
(10)第60条第1項に該当する場合には、その日時、状況及びそれに基づき採った処置	その都度	処置を行った課長	処置を行った課長									
(11)第3条第2項に基づき採った措置	その都度	措置を講じた課長	措置を講じた課長	3年間								
(12)第35条第2項及び第3項に基づく指定の記録		放射線管理課長	放射線管理課長	1年間								
(13)第35条第2項及び第3項に基づく立入承認の記録		立入承認を行った課長	放射線管理課長									
*:保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。												